

平成30年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成30年12月11日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|--------------|
| No. 5 | 11番 | 上田秀人君 | (P 61～P 82) |
| No. 6 | 4番 | 鈴木勝久君 | (P 83～P 97) |
| No. 7 | 12番 | 後藤功君 | (P 98～P 114) |

・出席議員（16名）

1番 松田隆志君	2番 鈴木武男君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 松本孝信君	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤 功君
13番 河西美次君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	東宮清章君
教 育 長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長	真船 貞君	税 務 課 課 長 補 佐 (賦課・固定 資産担当)	仁平隆太君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課 長	木村三義君
福 祉 課 長	相川哲也君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田 修君	農 政 課 長	田部井吉行君
建 設 課 長	鈴木茂和君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	相川 晃君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川 浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤 田 哲 夫	主 幹 兼 事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒 須 賢 博
専 門 主 査 兼 庶 務 係 長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（白岩征治君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員についてであります。本日の伊藤税務課長が実父のご不幸のため、欠席となりました。したがって、代理者として仁平隆太税務課、賦課・固定資産担当課長補佐が出席いたしております。

以上、変更がありましたので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるよう、お願いいたします。

それでは、通告第5、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇11番 上田秀人君

1. 住民基本台帳法と個人情報について
2. 防災行政について
3. 介護保険事業について

○11番（上田秀人君） おはようございます。

11番。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、質問の1点目といたしまして、住民基本台帳法と個人情報についてということでございます。

まずはじめに、私、通告書に住民基本台帳法の第7条第10項から第12項と記載をいたしましたけれども、それは10項ではなくて号だという訂正の意見をいただきましたので、今回質問するに当たって、項を号に直して質問させていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、質問に入りたいと思っております。

住民基本台帳法第7条第10号から第12号にある「その資格に関する事項で政令で定めるもの」とありますが、「その定めるもの」とは何を定めているのか内容等をお示しく下さいというふうに質問しております。

この住民基本台帳法第7条第10号では国民健康保険の被保険者、第10号の2では後期高齢者医療の被保険者、第10号の3では介護保険の被保険者、第11号では国民年金の被保険者、第11号の2では児童手当の支給を受ける者、第12号で米穀

の配給を受ける者というふうにございます。

これらの資格に関する事項について、政令で何を定めているのか、まずお示しをしていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） 11番上田議員のご質問にお答えいたします。

住民基本台帳法第7条には、住民票に記載する事項について定められております。氏名、生年月日、性別、住所、個人番号等のほか、国民健康保険の被保険者等の資格に関する事項で、政令に定められた事項について記載することとされております。

政令で定められております事項は第10号、国民健康保険の被保険者の資格に関する事項では、その資格を取得し、または喪失した年月日、第10号の2、後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項では、その資格を取得し、または喪失した年月日、第10号の3、介護保険の被保険者の資格に関する事項では、介護保険の被保険者となり、または介護保険の被保険者でなくなった年月日、第11号、国民年金の被保険者の資格に関する事項では、国民年金の被保険者となり、または国民年金の被保険者でなくなった年月日、国民年金の被保険者の種別及びその変更があった年月日、基礎年金番号、第11号の2、児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項では、児童手当の支給が始まり、または終わった年月、以上が政令で定められております事項でございます。

第12号の米穀の配給に関する事項につきましては、これに関する政令は現在、削除されておりますので、ご理解賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○11番（上田秀人君） ただいまの答弁をいただいたわけですが、まず第12号については、現在削除されているということで、質問しながらこういうお話をするのは大変申しわけないですが、私、今日持ってきましたこの自治小六法、自宅で見っていたのは平成21年度版だったので、かなり古かったです。その後、平成23年、平成29年だけで改定されていて、現在平成30年度のを今日見ましたら、大分変わっているなということで、質問をそのまま入れてしまっていたのでこのまま質問させていただきました。

その中でまたちょっと伺いたいと思うのですが、第7条の第10号で国民健康保険の被保険者の資格についてということで規定されていると、それ以降が一番気になったのが第10号の3で、介護保険の被保険者、これに関しては1号被保険者だけなのか、それとも2号被保険者も含まれているのか、あとは第11号、国民年金において、これにおいては1号被保険者、2号被保険者、そして一番私が気になる3号被保険者に関しては、この住民基本台帳法ではどういう扱いになっているのかお示しいただければと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） ご質問にお答えいたします。

まず、介護保険の被保険者の資格に関する住民票の記載事項につきましては、政令

のほうでは介護保険の被保険者となり、または介護保険の被保険者でなくなった年月日としか記載されておりません。

国民年金の被保険者に関する資格につきましては、国民年金の種別ですが、国民年金の第1号被保険者、または前条に規定する法令の規定による国民年金被保険者のいずれかである区別を言うということですので、こちらのほうは1号被保険者、または前条に関する規定の法令ですので、申しわけありません、こちらのほうとしか、ちょっと政令上には記載がないのですが、転出証明書等に記載されていますものにつきましては、1号被保険者については1号と基礎年金番号等は記載されていたという記憶がございます。

ちょっと3号については、申しわけありません。ちょっと今、記憶にございませんので、申しわけありません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ちょっと意地悪な質問をいたしました。

この介護保険の2号被保険者、あと国民年金の2号、3号の被保険者に関して、非常に気になると言ったのは、介護保険がらみが出てくるなというふうに、介護保険の2号者は当たり前なんですけれども、特に国民年金の3号被保険者に関しては、以前からここで話し申し上げているように、年金加入時のいろいろな制度の変わり目の方たちが該当するんで、大きく絡んでくるなということがあったものですから、ちょっと気になっています。

これはヒアリングのときも、私、お話ししませんでしたので、大変失礼をいたしました。質問のほうに戻ります。

住民サービスの基本となるのが、この基本台帳法の定めによるものかなというふうに思います。さきの答弁でいただいた住所、氏名、生年月日とかというものがもとに、いわゆるあらゆる行政サービスが行われるというふうに、私は理解をしております。

3点目として伺いたいのが、この住民基本台帳法において、なぜ国民健康保険法、後期高齢者医療、介護保険、国民年金における被保険者の資格に有する事項を記載する必要があるのかということが、3点目として伺いたいと思うのです。

この住民基本台帳法で、なぜ他の法に関する部分が記載する必要があるのか、もしわかればお示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） ご質問にお答えいたします。

住民基本台帳法では、住民の居住関係を公に証明し、住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届け出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度が定められております。

住民基本台帳には、氏名、生年月日、性別、戸籍の表示等のほかに国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険、国民年金における被保険者の資格に関する事項についても、住民に関する事務の処理の基礎であるため、住民基本台帳法第7条において

住民票に記載する事項として定められております。

また、他市町村へ転入届を行う際には、住民基本台帳法第22条第2項により、前住所地の市町村長が作成する転出証明書の添付が定められておりますが、住民基本台帳法施行令第23条第2項において、これらの被保険者資格についても転出証明書に記載する事項として定められております。

これらの事項が記載された転出証明による転入届を行うことにより、転入先の市町村での新たな住民基本台帳の作成、被保険者資格に関する手続等を円滑に行うため記載が必要なものであると思われまますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまの説明いただいたんですけども、私はこの基本台帳法になぜ載せる必要があるのかというのが、そこがまず大きな疑問なんです。例えば国民健康保険の情報ありますよね。国民健康保険加入者は、これで拾っていただけます。実際に健康保険とか社会保険に加入されている方というのは、どうなるのかなというのがまず1つの疑問があります。

あと、後期高齢者医療制度、後期高齢者医療に関しても75歳の方から該当になってくるとい、その前が前期高齢、またはもっと若い方は国民健康保険とか社会保険のほうに加入しているので、その方はどういうふうな対応をされるのか。

介護保険においても、例えば2号被保険者に関しては40歳から、それ以上若い方はどうなっているんだということがあります。

国民年金に関しても受給資格、国民年金は今、国民の加入が義務づけられているということで、そういうことが必要あるのかどうなのかというのも考えられる部分もありますけれども、そこに1つの疑問を持っているというところがあります。

まず、この法律の第1条、この住民基本台帳法第1条に目的が定められています。この目的のために、質問の2点目の答えがあったのかなというふうに思うんですけども、さらにこの法律を読み解いていくと、今回通告をした第7条のほかに第28条、第29条、第30条において、届け出る書面に関して政令で定めることができるものと理解をいたします。通常、届け出る書面など全国统一規格で法で定めて、その定めに従って行うものではないかというふうに考えます。なぜ、これを政令で定めるのか。その必要性がなぜなのかということを、今回いろいろ考えてみました。

そこで、伺いたいと思いますけれども、今年の11月21日付の新聞の記事に厚生労働省の方針として医療・介護データの連結、公用に提供とありました。その新聞記事を今日持ってきましたけれども、厚生労働省は医療・介護サービスをそれぞれ利用した人の個人情報データベースを連結し、行政機関や大学の研究者による利用を促す方針を決めましたというふうに、こう新聞に記載されています。

これは、厚生労働省の有識者会議がこのほど報告書をまとめたということになっているのですけれども、2009年度以降に医療機関を受診した際のレセプト、いわゆる診療報酬明細書、これをまとめた医療のデータベース、疾病や投薬情報約148億件、特定健診結果を蓄積、介護データベースには12年度以降、サービス利

用の内容など8.6億件が記録されていますと、12年度ですから、これ介護保険制度が始まった年からのデータ、それ全部蓄積をしてきている。それを記録をしたデータベースをいわゆる行政機関や大学の研究者による利用を促進する方針を決めましたということが、この新聞に書かれていたのですけれども、これらに関して村には何か、国・県のほうから連絡があったのか確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

住民生活課のほうには、そういう連絡はございませんでした。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 住民生活課のほうには連絡がなかったということなんですけれども、では村に内緒で、これは厚生労働省が決定をして、実施をしようとしていることなんでしょうか。

今回のいろいろ調べていた中で、「マイナポータルを通じた特定健診データの提供等に関する検討状況」ということで、2018年7月31日、厚生労働省保険局から何らかの通知が来ているかというふうに理解していますけれども、いかがでしょうか。

これ、国保か介護に行っていないですか。伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（相川哲也君） ただいまの質問にお答えいたします。

「特定健診データの保険者間の引継ぎ、マイナポータルを活用した特定健診データの閲覧について」ということで、平成30年3月31日現在、手元にある資料でございますが、国の厚生労働省のほうからそのような資料のポンチ絵といえますか、内容についての情報は得ております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） マイナポータルについて7月31日付で通知が来ているということで、理解をしたいと思います。

このマイナポータルというものは、一体何なのだという事なのですけれども、今その情報が共有できるとか、いろいろお話ちょっとあったように感じますけれども、これ政府が運営するオンラインサービスだということで、私は理解しております。これは、情報提供等記録表示ということで、情報提供ネットワークシステムで住民情報のやりとりが確認できるということで、この資料を見ていると書いてあります。

自己情報表示ということで、行政が持つ自己の特定情報が確認できると、先ほど言いました医療関係、投薬とか全部診療状況とか、あとは介護保険のサービスの利用状況等々、こういったものが自分で特定情報が確認できるというサービスだというふうに理解をします。

そのほかに、お知らせとか民間送達サービスとの連携、子育てワンストップサービス、公金決済サービス、外部サイトの連携など全7項目が、このマイナポータルというもので利用できるというふうにされております。

これの本当の狙いというのは、どこにあるのかなといういろいろ考えてみました。以前

から、こういう個人情報インターネット上に流れ出てしまう心配があるんじゃないかということで指摘をしてきたんですけれども、それ以前にこれの本当の狙いというのはどこにあるのかということ、今回いろいろ考えてみました。いろいろな本を眺めていくと、社会保障の削減にあるのではないかというふうに、答えが私の中で到達いたしました。

今、安倍政権が行おうとしているのは、社会保障の大幅削減であり、今回の内容についても、国民健康保険、後期高齢者医療、年金、児童手当の狙い撃ちではないかというふうに、私は考えているわけでございます。

これまで別々に管理されてきた情報を一元化をする、そして管理体制を強化をする、国民健康保険においては一昨年から実施されています。この場で私、指摘をいたしました。保険者努力支援制度、お話をいたしました。いろいろなプログラムの評価により加点をする、そしてその加点に応じて予算の配分を決める。これによって、西郷村においては若干点数がよかったということで、国の配分のお金がちょっと余分に来ているということであったんですけれども、実際にこれらの本当の狙いというのは、どこにあるのだということなのです。

今、国民全体で医療費が年間40兆円を超えているというふうに言われています。このことに対して、医療費を削減することを目的に都道府県ごとに医療費目標を明確に設定をさせる、そしてその目標に向けて都道府県ごとにその方策をとらせる、そのことが一番の狙いだというふうに言われています。その中の一つのプログラム、これにより国民健康保険では国庫負担分を、社会保険では会社負担分の削減を検討しているということが、今言われています。

まさに、社会保障の削減と企業優先の安倍政権の考えではないかというふうに考えるわけであります。そこで、伺いたいと思いますけれども、いわゆる厚生労働省の有識者会議の中で、今回取り上げた住民基本台帳法第7条第10号から第12号に関する情報について、行政機関、研究機関での利用を予定していますと、さきに私申し上げました。そして、さらにこの委員会の中で検討されているのが、私先ほど新聞読みませんでしたけれども、将来的には民間企業にも提供する考えですと、民間企業にもこの情報を提供するという予定が、この検討委員会では検討されているということなのです。ここに、まさに大きく個人情報に関連することが考えられるわけですが、これに関しては村の考えはいかがでしょうか。

こういった情報が入っていなければ答弁できないと思いますけれども、もし情報が入っているのであれば、答弁を求めたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

今のところ、そういう情報は入っておりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今のところ、そういう情報が入っていないということで、私もう一度申し上げます。

厚生労働省は医療・介護サービスをそれぞれ利用した人の個人情報データベースを連結し、行政機関や大学の研究者による利用を促す方針を決めました、情報漏えいが懸念されますが、将来的には民間企業にも提供する考えですと、同省の有識者会議がこのほど報告書をまとめましたということで、報告書の中には将来的には民間企業にも提供しますよということです。

しつこいようですけれども、国民健康保険とか診療関係に関しては医療レセプトを中心に情報量約148億件、特定健診の結果を蓄積、あとは介護保険データベースに関しては12年度以降のサービス利用の内容など8.6億件が記録されたデータが行政機関・研究機関、そのほかに民間企業にも流れ出る危険性がありますよということなの。このことを、いくら例えば以前からマイナンバーに使われている専用回線を使用しても、いくら暗号化しようとしても、以前から申し上げているように、私はコンピューターの世界に絶対はあり得ないと、このことを何度も申し上げています。

特に、今回検討されているのは、被保険者番号などを使って匿名加工をするという考えだそうなのです。しかしながら、もう一度申し上げますけれどもコンピューターの世界に絶対はあり得ないということを、何度も申し上げています。ましてや住民が望まない、同意していない情報の提供など、絶対にあってはならないものだというふうに考えるわけであります。

今、個人情報なんかあってもないようなものだとよく言われます。確かにそうです。買い物をすれば、そのお店に登録をして、みずから住所、名前、生年月日、あげくの果てに口座番号まで登録をして、いろいろなお店のサービスを受けるとかやっています。そういったところで情報が漏れている可能性もあります。

しかしながら、仮にも加入者が本人同意をして申し込みをしているという部分がございます。しかしながら、今回のこれは、住民基本台帳法に載せられた情報、そこで収集されたいろいろな情報が、本人の同意がないままに、いろいろな研究機関や民間企業に流れ出る可能性があるということが心配されるわけであります。ですから、こういった情報の提供などは、絶対にあってはならないというふうに思います。本人が同意しない限りは。

この医療・介護の情報については特に、いわゆる今、テレビコマーシャルとかでよく流されるトクホですよね。あとは、介護産業として、企業が今、特に着目している情報だというふうに、私は考えるわけであります。

現在の安倍政権においても、昨年、本年の国会の決議で明らかなように、審議も十分に行わずに強行採決を繰り返していく、その姿勢というものが、まさに我々国民よりも企業のもうけを最優先する、こういった考えではないかというふうに考えるわけであります。

そういった状況の中で、いわゆる村民の情報、適切に守る、このことが今、村に課せられた大きな責務であるというふうに考えるわけでありますけれども、今回のマイナポータルに関して将来的に法改正を行う計画だそうです。これは、来年の通常国会のほうに関連法案を提出するというふうな予定になっているそうです。

村長に伺いたいと思います。村長におかれましては、ぜひこの機会を捉えて、村民の情報を守る、このことに徹していただきたいというふうに思うわけであります。そのために、あらゆる場を機会を捉えて、村民の情報を守ることに尽力されるべきではないかというふうに考えるわけですが、村長の考えを伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

安倍政権の話まで出てきましたけれども、個人情報を守るということは議員のお質しのおり、私もしっかり守っていききたいという考えは変わりません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 個人情報を守る考えは同じだということで、理解をしたいと思っています。ぜひ村長には、機会を捉えてあらゆる場所において、村民の情報をきちんと守っていただきたいと、このことを強く申し上げて、次の質問のほうに入りしたいと思います。

質問の4点目といたしまして、住民基本台帳法第7条第13号にある住民票コードとマイナンバーの違いについてお示しをくださいということなのですが、これについてお示しいただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

住民票コードは、平成14年8月の住民基本台帳ネットワークシステムの稼働に合わせて、個人ごとの住民票に記載された11桁の番号です。住民基本台帳法で定められた行政機関の申請や届け出の際、本人確認として利用されております。例を挙げますと、パスポート申請とか年金の現況確認の届け出等で利用されております。なお、こちら住民票コードは、民間部門での利用は法律で禁止されております。

マイナンバーは、平成27年10月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づき、日本に住民票を有する全ての方に住民票コードをもとに付与された12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の分野において利用され、社会保障、税関係の申請時に必要な添付書類の削減と国民の利便性の向上、情報連携による行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としております。番号法では、社会保障、税、災害対策の分野で、番号法で定められた手続のために国や地方公共団体のほか、勤務先、金融機関、保険会社等でマイナンバーの提供を求めることができますが、番号法9条によりマイナンバーの提供を受けた者は、法で定められた目的以外にマイナンバーを利用することは禁止されています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 100点満点の答弁だなというふうに、今聞いていました。まさに調べると、そのとおり出てくるなというふうに思います。さすがにきちんと処理をされている担当課長だなというふうに思います。

ただ、そこで1点ちょっと気になっているのが、いわゆるマイナンバー、12桁の

番号です。これは、住民票コードを変換してつくられるのが、この12桁の数字だというふうに私は調べた中で出てきておりますので、いわゆるそこでも連動する可能性があるのかなというふうに思います。

あとは、以前からこのマイナンバーに関してはその注意、ここでも何度も取り上げていますけれども、いわゆる個人情報400種類ぐらい載せられるというふうに私は聞いております。例えば私1人の情報400種類ぐらい、このマイナンバーカードには記載することができるということです。ということは、自分がわからないことまで全部、情報として載せられる可能性があるということですよね。趣味嗜好、思想信条、全て、住所、氏名なんてものは当たり前の話ですから、そういったものまで載せられてしまう。それが、さきにも言いましたけれども、いわゆる専用回線ですよということで、国とのやり取り機関でその専用回線を使う、暗号化していますよということで使うとされていますけれども、果たしてそれが絶対なのかと、例えば一般の企業とか研究機関が私一人のデータでは、多分興味を示さないと思います。しかしながら、何度も言いますように、この2万何百人でしたか、村民の方の情報であれば、やはり企業なり研究機関というのは、大きく興味を示してくるものだというふうに思います。

ですから、これらに関してもきちんと目を光らせていただいて、村長におかれましては、情報が決して流出しないように注意をしていただきたいと、これはもう法で決まってしまったものですから、いくら嫌だと言ってもその法に従っていくしかない。しかしながら、それに対してきちんと意見を述べられるのは、この場では村長だけだというふうに考えますので、村長にはそのこともお願いをして、その考えを伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、るる説明されましたけれども、本当に個人情報しっかり守っていきますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 個人情報をきちんと守っていただけるということで、いわゆる西郷村という大きな家族、ファミリーの中でその家主、家主というか、村長は家であればお父さんの役ですよ。きちんと家族を守っていただきたいということを再度申し上げて、質問の2点目、防災行政について伺いたいと思います。住民生活課長、ありがとうございます。

防災行政について伺いますということで、西郷村内には4つのダムがございます。この4つのダムについて、例えば豪雨時などにおいて貯水されている水を緊急放水することも考えられるのかなというふうに思います。8・27水害のときなんか、やはり放水したというふうに記憶をしているところがございます。

その放水する際に、マニュアル等はあるのか、いわゆる手順等はあるのか伺いたいと思います。4つそれぞれあるのか伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 11番上田議員の一般質問にお答えをいたします。

現在、西郷村のほうにはダムが4基ございます。それぞれ管理者が異なっております。まず堀川ダムについては福島県が、西郷ダムについては阿武隈川上流土地改良区が、赤坂ダムについては西郷村土地改良区が、黒森ダムについては小田倉水利組合が、それぞれ管理をしております。

1点目の豪雨時の緊急放水のマニュアルがあるかというおたただしでございますけれども、まず堀川ダムにつきましては、操作規則、操作細則があり、西郷ダム、赤坂ダムについては、それぞれ管理規定がございます。それに沿って、例えば水位が満水を超える場合や点検整備で放水を行う必要があるときに限り、定められた流量以下での放水をすることというふうな規定になっております。

黒森ダムについては、そういったマニュアルがございませんけれども、豪雨時、そういう緊急時については、管理者である小田倉水利組合のほうでダムの確認、管理をしております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） それぞれの4基のダムにおいて、管理規定や細則があるということに理解をしたいと思います。また、放水をするに当たっては、規定されている流量以下で放水をするということで、理解をしたいと思います。

では、通常放水をする場合においては、その際のマニュアルというのはやはりこれに準用するのかというふうに思いますけれども、確認をしたいと思います。通常放水する際のマニュアル等はあるのか伺いたしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 通常放水のマニュアル等についてのおたただしでございますけれども、通常放水する際のマニュアルについては、それぞれ先ほどのご質問の回答と同様になります。

堀川ダム、西郷ダム、赤坂ダムについては、それぞれの規定により通常放水について、管理をしております。規定により堀川ダムについては、満水を保つため自然放流をするように定められており、西郷ダム、赤坂ダムは農業用水ダムですので、時期ごとに必要な時期に流量を定めて放水をしております。

黒森ダムについても、農業用水ダムでございますので、管理者がその時期ごとに流量を管理をして放水をしております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 管理規程に基づいて、管理者がきちんと放水をするということで、マニュアル等もそろっているということで、理解をしたいと思います。

では、緊急並びに通常放水をする際の広報等どのような方法なのか伺いたしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

緊急時、通常時の放水の際の広報についてのご質問でございますけれども、通常放水の際は堀川ダムでは自然放流でありますので、広報等はされないで通常放水をしております。西郷ダムについては、用水ダムでございますので、放流により下流域での流量が大きく変わることがありますので、放水の三、四日前から村の防災無線でお知らせをし、また河川周辺に放水をお知らせする看板を設置して、注意を促しております。赤坂ダム、黒森ダムについては、通常放水というのは全て用水路への放水というふうになりますので、関係者等に電話や総会等でいつから放流するというような連絡体制をとっております。

緊急放水の際は、河川への直接放流である堀川ダム、西郷ダムはサイレンスピーカー等による注意喚起と広報車による巡回周知がされております。赤坂ダム、黒森ダムについては、大雨等の予報があった際、取水用水ゲートを閉じる等の対策を実施し、貯水量の管理をしております。

万一、満水を超えた場合についても、余水吐から河川等へオーバーした水が流れ出る仕組みになっております。緊急放水の際や、余水吐からの河川への水が流出する際は村の防災無線等でお知らせをして、注意喚起を図っております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 何日か前から防災無線での放送、あとは看板の設置など、あと堀川ダムにおいては広報車による周知、あとは屋外設置のサイレン等で緊急なり通常放水などのお知らせをしていくということで、理解をしたいと思うのですが、そのことが十分徹底されていないんじゃないかということ、一番心配しているところでございます。

ダム一つ一つ取り上げていくわけにもいかないのですが、例えば西郷ダムにおいては、以前から7番議員が阿武隈の漁業組合の方が調査で魚の捕獲をしている際に、急に放水をされて増水して、命からがら逃げ出したという話もあつたりしましたよね。あと、行楽シーズンになると、いわゆる熊のすべり台とか一休みの滝とか、滝のところで結構お客さんが遊んでいるときがあると、そういったときも急に増水したという話もあります。あとは、業者さんが川を使っているいろいろなラフティングというのですか、川滑りみたいな遊びをしているときにも、やはり突然放水をされて増水して、危険を感じたということもあつたとかということもありますので、このことはやはりきちんと徹底すべきではないかと思っております。

万が一、放水したことによって事故が発生してしまったということになれば、取り返しのつかない状況が生まれますので、ここはやはりもっと担当課としてはきちんと確認をして、管理すべきではないかというふうに思います。

あとは、一番心配なのは緊急放水です。このことが、やはり心配です。8・27水害のときにも、上空から監視をしていたヘリコプターの方が、いわゆる場所を間違えてしまって赤坂ダムが決壊しそうだという情報が流れて、いろいろな情報が錯綜したというような記憶がございます。そういったこともあつたりしますので、情報が錯綜

しないようにきちんと徹底した管理を行っていただきたいというふうに思います。これは何度も、安全性に絡むものですから、マニュアル、手順などをきちんと確認をすべきだなというふうに思います。

続いて、放水または導水路の安全確認は行っているのかということなのですが、いわゆるこれに該当してくるのは堀川ダムとか赤坂ダム、あとは黒森ダムですか。西郷ダムに関しては、一般の河川に流れ込むということで、河川で遊んでいる方の危険性がありますけれども、この放水・導水路の関係はちょっと外れるのかなと思いますので、この放水・導水路の安全確認というのはきちんと行われているのか、確認したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 放水・導水路の安全確認についてお答えいたします。

堀川ダムについては、先ほど申しました操作細則による管理者の定期的な点検と、福島県による河川パトロールが実施されており、危険箇所等の把握をしております。

西郷ダム、赤坂ダムについては、管理規程により放水前に水路の点検を実施して、安全確認を行っております。

黒森ダムにつきましては、管理規程はございませんけれども、放水前に管理者が点検を実施して、安全確認を行っております。

なお、黒森ダムについては、管理者へ現在、管理規程の制定について指導をしておりますので、近々水利組合のほうで作成をするというようなお返答をいただいております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 記憶に新しいかと思うのですが、今年の7月ですか、西日本大水害、豪雨災害が発生しましたよね。あのときに、いわゆる岡山の備前地区ですか、堤防が決壊して町の中に水が流入したというお話ありましたよね。あれの1つの原因が、上流部のダムを緊急放水したことによって川が増水して、堤防が耐え切れなかったと、何日か前の新聞で川の合流地点の砂利の採掘をするなんて、県のほうで考えているような、今年からか来年からか実施をするというようなお話があったのですけれども、そういった対策も必要だろうなというふうに思うのです。

そういった中で、放水をしたときの導水路の安全確認、放水したとき、緊急放水、通常放水のときの放水した水がどの水路を流れて、どういうふうな流れをつくっているのかということを確認しておくべきではないかと思うのです。

これも、また古い話なのですが、8・27水害のときに赤坂ダムで放水した水が、いわゆる太陽の国の施設の施設内の水路を流れていたと、その水路脇に太陽の国の施設があって、その施設から避難をする際に非常に大変だったと、ロープを張って安全を確認しながら、なおかつ障がいを持たれた方を施設の方が体にロープで縛りつけて、大変苦労したという話も伺ったことがあります。

それと同時に、黒森ダムもやはり水路の脇に何件か住宅が張りついているというふ

うに思うのです。黒森の水路に関しては、きちんと3面張りの新しく工事されたというふうに理解をしておりますけれども、万が一、その水路を越えるような放水があった場合の影響というのは、やはりはかり知れないものが出てくるのかなというふうに思うのです。そういうことがあってほしくはないのですけれども、そのことをやはり十分に、村としては注視すべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村内にある4つのダムのうち、西郷ダム、堀川ダムについては、緊急時のハザードマップが作成をされており、例えば緊急放水の必要がある場合は、関係機関に通知をして、例えば村だったら村のほうの防災対策を実施していくというようなことになっております。

赤坂ダムについては、現在ハザードマップを作成を、今年度、国のほうの事業を使いまして作成をしております。これについては、関係する赤坂ダム下流域の住民の皆様に配布をしたいなというふうに思っております。

黒森ダムについては、ハザードマップについては作成をしておりません。黒森ダムについては、基本的には用水のみのダムでございますので、オーバーフローした場合には、余水吐から直接黒川のほうに放流をされているというのが現状でございますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今回、防災行政についてということで質問通告を入れておりますので、ハザードマップということでようやく本質のところに入ってきたかなと思うのですけれども、いわゆるこのハザードマップを作成をして、地区の住民の方に配付をするということはいいことだなというふうに思います。

それと伴って、万が一の場合、いかに人の命を守れるか、このこともきちんと防災の観点から考えていただきたいというふうに思うのです。特に、しつこいようですがけれども、赤坂ダムの下流域に関しては太陽の国という社会施設があります。ここに今、入所されている方というのはやはり障害を持たれた方、高齢の方などが多くいらっしゃいます。この方たちを、今いる職員が全て守り切れるかといったら、決してそれはあり得ないと思う。そういったことも、いつも防災に関してお話しているようにマックスで考えていただきたい。考えられる範囲以上を超えて考えていただきたいと、そのことがやはり周辺の方の命を守ることにつながる、このように考えますので、担当課とあとは防災関係の総務課においても、きちんと対応していただきたいとこのように考えるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答え申し上げます。

ハザードマップで住民には知らせるとありますけれども、万が一ということも考えなければならぬと思います。

2つの点があると思うのです。水路の常時点検と、緊急時漏れなく皆さんに知らせ

るという、これが大事な原点かと思えます。赤坂ダムについては、おっしゃるとおり太陽の国がありますから、マックスの状態ではこれからしっかりと防災に努めていきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 村長におかれましては、きちんと村民の方、またこの西郷村を訪ねて来られた方が、安心・安全に過ごせるような、そのために十分に配慮していただきたい。今、村長から答弁あったように、マックスで考えていただけるということをして、次の質問に入りたいと思います。担当課長、ありがとうございます。質問の3点目といたしまして、介護保険事業についてということでございます。

1点目といたしまして、地域包括ケアシステムにおいて、村が重視している点と重点事項として取り組みをしていることをお示しく下さいというふうに質問をしております。いかがでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 11番上田議員の一般質問にお答えします。

質問の第3、介護保険事業についての1点目、地域包括ケアシステムにおいて、村が重視している点と重点事項としての取り組みをしていることの質問に、お答えをいたします。

村では第7期介護保険事業計画において、重点施策として1点目に地域包括ケアシステムの深化・推進、2点目に地域支援事業の充実、3点目に介護保険サービスの充実に掲げております。

1点目、2点目をあわせてお答えをさせていただきます。この地域包括ケアシステム、目的を少しおさらいしたいと思います。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめぐり、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制が、地域包括ケアシステムでございます。

今回の事業計画では、この地域包括ケアシステムが地域の自主性や主体性に基づいた、地域の特性に応じたものとする必要があるということから、行政はもとよりそのほかの職種の方々、そして最も重要であります村民の皆様にも参画をいただきながら、地域包括ケアシステムの目的意識を共有して、村全体で推進していこうというものでございます。

そのため、地域ケア会議や生活支援協議体を設置し、活用することといたしております。そのうち、生活支援協議体でございますけれども、具体的には高齢者の生活支援サービスの体制整備を図るため、資源の開発及び人材の育成等を推進することを目的に定期的な情報共有及び連携強化の場として、第2層協議体というのを村内3か所に設置をいたしました。

この協議体につきましては、住民の方が主体となって地域で予防する等のことの中で、自分たちでできることは何かなどを主に話し合う場でございます。現在、協議体ではそれぞれの地域住民がどのような活動をしているかを知り、各地域でどのような

ニーズがあって、そしてそれに合ったどのようなサービスの提案ができるかを話し合うため、各地域の資源、これはひと・もの等でございますが、そちらの把握に取り組んでいるところでございます。

なお、今後につきましては、その第2層協議体で出された課題で、解決や検討が難しい事案や、村全体で行う生活支援サービスの開発など広域で検討すべき課題、さらには多様な職種での情報共有が必要な場合の話し合いの場所である、その第2層の上には立ちます第1層協議体の設置に向け、取り組んでいるところでございます。

さらに、包括的支援事業では、包括支援センターの運営、それから在宅医療・介護連携事業では白河地域在宅拠点センターの設置、また認知症総合支援事業では、認知症地域支援推進員、それから認知症初期集中支援チームを設置いたしております。

これらの事業につきましては、既に事業を推進しているところでございますけれども、今後対応する数の増加が見込まれておりますので、適切に対応できるように推進を図ってまいりたいと思います。

3点目の介護保険サービスの充実ですけれども、こちらは地域密着型の小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護の整備を行っていくものでございます。現在、具体的なものを示すところまでは至っておりませんが、お示しできる時期がまいましたときには、ご指導をよろしくお願いしたいと思います。

以上が、今回の第7期介護保険事業計画の重点施策等でございます。よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 私の質問の通告の仕方がちょっとまずかったかなと、今聞いていたのですけれども、いわゆるこの地域包括ケアシステムというのは、村はどこに重点を置いて、どこを一番大事にしなければならないのかというところを聞いたかったのですけれども、第7期の今、お話を伺いました。

これは、包括が始まったの、包括ケアという言葉が出てきたのは第何期からだったか。介護保険が平成12年から始まったという先ほどの話で、何期か過ぎた後に出てきた話でしたよね。この地域包括ケアというのは、私はやはり一番大事にすべき点かなと思うのです。

なぜかと言うと、高齢者の方たちが慣れ親しんだ場所で、自宅なら自宅で安全に安心して暮らせるためのシステムを構築すべきだと、課長の答弁を要約していけば多分そういうふうになるのかなと思うのですけれども、第7期の計画を聞いていると、自助と共助がかなり優先されてきているというふうに思うのです。

これは、先ほど来申し上げているように、公助の部分が国は社会保障の削減ということで、公的機関がやらなければならないものを抑えるがゆえに、自助、共助の世界が強くなってきていると思うのです。

その地域包括ケアで、私がやはり一番重視すべき点と思うのは、高齢者の方たちが生活の質、そして人としての尊厳、このことを保ちながら、いかに慣れ親しんだ地域において生活することができるように取り組みをするのか、このことではないのかな

と思うのです。それを行うために、以前から私もちょっと触れてはいますが、いわゆる自助、自分でちょっと努力をしてみよう、自分の体を健康に保つためにそういった努力をしてみようという努力は必要だと思います。そして、それを周りの人たちが支援をする、ちょっと困ったときには周りの隣近所の方が助けに行く、そういった共助も必要だろうと思います。

そして、何よりもやはり一番必要なのは、公助の部分が重要だというふうに私は以前からお話をしております。そういったケアシステムを取り組みをすることが重要だというふうに考えるわけで、その人に合わせた、その地域に合わせたさまざまな取り組みを行うこととともに、該当する方たちというのは高齢者の方が多いということ、やはりこれは十分に配慮しなければならないのではないかというふうに思うのです。

そういった中で、このシステムを構築していく中で、やはり以前から指摘をしているように、医科と歯科、医療の関係、あとは歯医者との関係、この医療をきちんと確保すべきではないかと、今回また考えたわけであります。いわゆる高齢者の方というのは、体質的に体調を崩しやすい特徴がございます。口腔ケアの必要も、口の中のケアも必要です。自分の歯で食べることによって、ものを食べる喜びを得る、食べることによって、自分で栄養を取り入れることができる、そしてものを食べたことによって、口の中の清潔さを保つことによって、あらゆる感染症から守る、こういったことがまず重要だというふうに考えるわけです。ですから、医科と歯科の医療の体制を確保すべきだというふうに考えるわけであります。

そして、2番目といたしまして、日常生活の生活動作の継続ということで、ここはやはり自助の部分が絡んできますけれども、食べれば排泄が関係してきます。あとは、食事もあります。入浴もあります。服を着る、そして娯楽、スポーツ、外出をする。こういったことも、やはり高齢者の方にとっては重要だというふうに思います。

さきに申し上げましたように、排泄する、入浴をする、服を着る、このことがやはりその人の尊厳に絡んでくるというふうに思います。一番人に助けていただきたくない部分だというふうに思います。しかしながら、年齢的な特徴、また病気などによって、このことを介助を必要とする方が今増えてきている、このことに関しどのように配慮するか。このことが、やはり村は一番重視すべき点ではないかというふうに思います。

そして、3つ目といたしまして、寄り添うケアといたしまして、日常生活を行うにおいて、今申し上げたように、どうしてもやはり自分で努力してもできない部分がある、その方がそのことをいかに周りの人が支えられるか。その支えるに当たって、ケアを受ける、いわゆる介助を必要とする側の方がさまざまな葛藤を抱くと思うのです。排泄を手伝ってもらっては嫌だ、お風呂に入るのも嫌だ、特に女性の方なんかはそうですよね。そういったものに、いかに寄り添っていけるか、こういったことがケアが必要ではないかというふうに思います。

そして、現在、家族の方が介護をされているのが多くあります。このことに関しても、やはり家族に対して、家族の負担を軽減をさせる、こういったケアも必要ではないかというふうに思います。

この介護保険においては、いわゆる家族介護から社会全体で支える介護ということで、平成12年に始まった制度です。そのことが、公助の部分が今、抜けてきてしまっている。今、家族のほうに押し付けられてきている。お金のある方は、十分にいろいろな私的なケアを受けることはできるけれども、お金のない方はそうでもないというふうな部分が、今、出てきています。

こういったことを、きちんと村は構築していくべきではないかというふうに考えるわけですが、もう一度確認したいと思います。いかがお考えになりますか伺います。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで議長より申し上げます。14番大石雪雄君より、所要により中座の届けがありましたので、ご報告いたします。

一般質問の途中であります。ここで午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

11番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

地域包括ケアシステムの重要性と言いますか、私も議員と同じでございまして、地域包括ケアシステムを支える者として、自助、互助、共助、公助のこの4つがあると思っております。

国としては、自助、互助、つまり自助、自分でできることは自分で、それから互助といたしまして、地域の支え合いを、日常の声かけとかボランティアの部分を生かして、地域包括ケアシステムを構築していかななくてはならないというような形をとっておりますが、村としての一定の責任というものがあると、私も考えております。

先ほど、議員からございました医科と歯科の確保、それから人の尊厳でございます。日常の行動の中の排泄、入浴、服を着るといふことの重要性、そして寄り添うケアということで、周りが支える家族の方の負担を軽減するという部分につきましては、どのようにすれば西郷村に一番そういう形ができるかというのを、この地域包括ケアシステムをつくっていく上でやっていきたいと、そんなふうに考えております。

そのために、村としましても実際第7期の事業計画を立てましたけれども、それを実行に移し、それからそれを必ずチェックして改善をしていながらやっていきたいとそういうふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいま課長のほうから答弁をいただいたんですけども、私のさっきの質問の中で自助、共助、公助ということで、互助を抜かしてしまいましたけれども、このこともやはり重要なことだなというふうに、今、思っております。

まず、自助の部分でいわゆる情報と言うのかな、介護サービスというのはこういうものが利用できますよとか、その認定度合いによって、またいろいろ変わってくるのですけれども、そういったことがきちんと周知されれば、ご本人もやはり尊厳を保ちながら、慣れたところで生活ができる、そして介護状態を悪化させることが防げるんじゃないかと思うのです。このことを、やはり十分注視していただきたいなというふうに思うのです。

このことも、やはりこのケアシステムの中で注意はされているんだろうなと思うのですけれども、国の方針を丸々利用者のほうに押し流してしまうような形をしてしまうと、使ってはいけないもの、使うことによってお金が膨らんでいってしまう、そこに特化していつているんじゃないかと思うのです。それによって、何ていうか、介護状況が悪くなっていってしまう、このことが心配されますので、きちんと利用される方、またご家族の方には、こういったものが利用できるということを、きちんとお知らせをしていくべきだなというふうに思います。ましてや、それに関して、ケアマネジャーの方、利用される方を定期的に回っていただいて、いろいろ助言とかされているというふうに理解していますけれども、このケアマネさんとかあと支援員の方にも、きちんとそこはもっと配慮していただけるようなお話をしていただきたいなというふうに思います。

あと、続いて互助、地域性を生かして、その地域の方たちがいかに必要とする方、サポートを必要とする方たちに寄り添えるかということなんですけれども、ともすれば何ていうのかな、都会的になってきたと言えば言葉がいいんですけれども、隣は何をする人ぞというような関係が、今、大分進んできてしまっているというふうに思うのです。場合によっては、そういうおせっかいは嫌っているというふうに思い込んでしまっている人もいます。そういったことを、その垣根をやはり取り払う必要があるんじゃないかと思うのです。

これもやはり、しつこいようなんですけれども、尊厳を守らなければいけないということで、必要とする方がどこまでサポートを必要としているのか、地域の人のサポートを必要としているのか、公的支援を必要としているのか、そのことをきちんと行政は切り分けをして、地域の方にお問い合わせすべきものは地域の方にお問い合わせをしていく、そういった情報共有化もやはり必要ではないかというふうに思います。例えば、週に2回燃えるごみを出すとかいろいろございます。そういったものを、今あたたか見守りでやっていますよね、ごみの収集とか、それも確かにいいことだと思うのです。でも、それ以上に、やはり地域の方がごみを出してあげるのをお手伝いをする、それによって毎日、隣でサポートを必要とする方の様子をうかがえるということもあります。様子をうかがうですよ、変に詮索していつてしまっはサポートを必要とする方が、重荷になってしまうけれども、温かい目で見守っていけるそういったシステムを、やはりもっと地区の中に落とし込んでいって、互助を生かしていくことも必要じゃないかと思います。

そして、何よりもやはり必要なのが、共助と公助だというふうに思います。このこ

とは、課長からも答弁あったように、いわゆる高齢者の方の身体的な特性、こういったものをきちんと理解をしながら、医科と歯科については十分に配慮をして進めるべきだなというふうに思います。

1つ、今、気になるのが、この地域包括ケアに関しては、西郷村では社会福祉協議会のほうに外部委託しているような気が、記憶しているんですけども、このことはいかがですか。確認したいと思います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

地域包括支援センターに委託をしまして、介護になりそうな方がいらっしゃったときには支援センターのほうで、まず状態を確認して、それから介護の支援のほうに結びつけていくということになっております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 地域包括支援センターのほうに委託をしているということで、委託すること自体が、その委託先がいいとか悪いとかの話じゃなくて、委託することそのものがどうなのかなというふうに思うのです。

いわゆる委託をすることによって、一つの見えない壁みたいなのができてくるのではないかと、そこを危惧するわけです。センターの方、今、十分に村内を巡っていただいて、いろいろ対応をとってもらっているというのは十分にわかります。しかしながら、委託先と委託する側のところに見えない壁みたいなものができるのではないかと、でき始めているのではないかと、私は心配するところでございます。ですから、本来であれば、人にかかわるものに関しては、やはり村は直営でやるべきではないかというふうに思います。

これは、人的な部分とか、総務課長、いろいろと考えられると思うんですけども、そこの人を減らすという考えは、私は間違いだと思いますので、そこは今後、見直しをかけていただきたいなというふうに思いますけれども、総務課長、いかがお考えになりますか。伺います。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

具体的な中身等について、担当者あるいはそういった関係者のご意見を聞きながら、適正に判断したいというふうに思います。一概に削減するとか、そういう方向ではなく、中身を聞いて判断するというようなことにさせていただきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 突然の振りで、大変きつい答弁だったかなというふうに思います。

ただ、何度も申し上げます。人にかかわることは、村が直営で直でやるべきだというふうに、私は理解をします。全て村がやることは、人にかかわることだと思うんですけども、特にこの部門に関しては委託ではなくて、直でやるべきだなというふうに思います。

このことが、やはり村は一番優先しなければならない、これは地方自治法の本旨にも出てくる住民の福祉の向上、このことを考えればやはりそうすべきだというふうに思います。今、携わっている方が、決して何か問題があるとか仕事をしないとかそういうわけじゃない、十分にやっただけにいます。しかしながら、さらにその上を目指していかなければ、今はいけない状況になってきている。このことを考えたときに、今いらっしゃる方も含めて、直で考える形をとるべきだというふうに申し上げて、2点目の質問に入りたいと思います。

介護保険事業と特定健診の関連について伺いますということですが、介護保険事業と特定健診の関連について、村でどのような関連があるか、ちょっと漠然としたような質問なんですけれども、いわゆる特定健診において、メタボリックシンドロームとかそういったものの予防に特化しております。

こういったことを進めていくことによって、将来的に介護保険のどういうふうな影響が出てくるのかとか、いろいろなことが今、考えられています。そもそも介護予防のために、この特定健診というものがある種重視されてきた部分がございますので、村においてはどのような関連があるか、お考えをお示しください。伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのとおり、特定健診の受診率の向上につきましては、健康推進課のほうで努めているところでございますけれども、なお平成29年度の特定健康診査の受診率でございますけれども、43.50%となっております。平成30年度は、今、途中になっておまして、11月30日現在では、37.16%でございます。

村としての、特定健診と介護保険の関係ということでございますが、国民健康保険のほうでは、保険者努力支援制度が創設されまして、特定健診、特定保健指導の実施率向上に向けて、運用等の見直しが行われて、後期高齢者医療でも後期高齢者支援金の加算計算などの見直しが行われております。

介護保険制度につきましては、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取り組みを支援するための新たな保険者機能強化推進交付金というのが、平成30年度、今年度より始まったところでございます。

なお、この交付金の中に、直接的には先ほどの特定健診の部分は反映されておられませんけれども、特定健診の健診率が上がれば必然的にそれに伴いまして、自分の健康を確かめるということでございますので、例えば悪い部分があれば、その後医療につなげることができますし、それを改善することによって要介護状態になることを防ぐこともできると、そのようには考えております。

なお、特定健診の受診率の高さは、もちろん重要でございますが、特定健診で再検査が出た場合に、その後の再検査を受診していただくという部分が最も重要でございますので、そちらのほうを行うことによって、先ほど申し上げました介護につながらないような健康な状態を長くつくれるということではないかと、そのように考えております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） ただいまいろいろ答弁いただいたんですけれども、いわゆるその特定健診の受診率が大幅下がってきているというのが、一番危惧する部分です。

平成30年度、年度途中だということですが、37.16%ということです。これに関して、私、あまり大きいことを言えません。実は健診受けていませんでしたので、人のこと言えないなと思いつつも、自分のことを振り返るとやはりなかなか時間がとれないということがあったりということで、その後施設健診の案内をいただきました。それに関して、やはり忙しくて時間がとれないということで、自分の不摂生さを今、反省しつつも質問するわけですが、私は動機付け支援ということで、以前健診を受けたときに動機付け支援ということで、おなかがゆとり世代だよと、あとは喫煙歴がありますよということで動機付け支援ということで、保健師のほうから指導を受けた経緯がございます。

このことが、やはり一番重視していくべきことかなと思います。まず受診率を上げる、上げることによってご本人に健康状態を把握していただく。私は医者要らずだと自分で言ってますので、こういう人間が一番危ないなと思うんですけれども、その受診率をまず上げる、その後その結果に基づいて改善を進めていく。私、特定健診というのを特に推奨しているわけじゃないんですけれども、ただ健康に伴って、健康寿命を延ばしていくことは、やはり絶対に必要なことだと思いますので、健康寿命を延ばすことによって介護予防にも連携していけるとと思いますので、このことをやはり十分注視していかなければならないかなと思うのです。

そういった中で、村はどのように今後、努力をしていくのかということです。私みたいに、こういうことを聞かないような人間に対して、どう対応されるのかということで、もしお考えあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今、議員のほうからございましたように、実は時間がないという理由が多分一番多い理由かなと思います。やはり、現在はテレビ等で例えば血糖値の話とか高血圧の話とか出ておりますけれども、それを見ることによって、それにいい食べ物はどのようなものがあるのかということを知らずの間に入ってきて、例えば買い物に行ったときにこれを買ってきてくれとか、これを食べたいとかいうふうになっているかと思うのですが、村でも同じように自然にその方にわかっていただくということはできないと考えておりますので、周知する部分でもう一工夫、具体的にはまだないんですが、それをして粘り強く、現在も粘り強くは指導される方には通知等を差し上げているところですが、さらに粘り強く理解していただく、それには例えば喫煙、たばこは害ですよという部分については、講演会ですとかそういうものも数多く開催するなども一つの方法かなと思うのですが、とにかく周知をして粘り強く健診を受けてくださいということを、村民の皆様にも伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今、質問しながら、私も今後はきちんと健診を受けて、きちんと保健指導を受けようというふうに心に決めながら質問していますが、やはりこのことが一番重要なのかなと思います。

今、課長から答弁あったように、特定健診に関してはテレビコマーシャルとかでいろいろなトクホ商品が紹介されています。これ、以前に特定健診が始まる時にお話し申し上げましたけれども、これ何兆円規模の作業になると言ったのか、ちょっと今、思い出せないんですけども、かなり大きなシェアを持つ部分だというふうにお話しした記憶がございます。

それで、そのことを目指してこの特定健診が始まったんじゃないのかと、いわゆる住民健診からこっちのほうに移行をしてきちゃったということに、私は理解をしています。そういった中で、紆余曲折いろいろなことがあって、特定健診のよさという部分も今、見えてきている部分もある。しかしながら、さきの1点目の質問にあったように、この健診のデータが、あと介護保険の事業のデータが合わさって、また民間に活用されてしまう可能性もある。そういったことも考えながらも、やはりでも一番優先すべきは村民の健康寿命をいかに保つか、このことに一つの取っかかりになるのがいわゆるこの健診かなというふうに思います。このことに関して、また改めて時間をとって、確認をしていきたいなというふうに思います。

いわゆる今、村がやっているのは紋切り型の1年ごとのぼつぼつ切っているような形にしか、私は見えない。この西郷村で、お母さんのおなかに入った時点からお亡くなりになるまで、その一生涯を通じたあらゆる健診を、村は総合的に管理をして、介護予防につなげていく、このことが必要じゃないかと思います。このことが、一番の村民の幸せにつながるんじゃないかというふうに申し上げて、今日の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇ 4 番 鈴木勝久君

1. 防災対策について

○ 4 番（鈴木勝久君） 4 番鈴木勝久でございます。通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、防災対策についてでございますけれども、これ順番をちょっと変えさせていただきますまして、2 番、3 番を先にやらせていただいて、1 番に戻るとそういう方法でやっていきたいと思っておりますので、まず 2 番からの質問をさせていただきます。

初めて村長になられたので、この件については確認をしておきたいなと思ひまして、まず質問させていただきます。村長は、原発問題について、原発は是か非かということでございますけれども、どちらなのか確認をしたいと思ひますので、答弁をお願いいたします。

○ 議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○ 村長（高橋廣志君） 4 番鈴木勝久議員のご質問にお答えいたします。

まず、2 点目の原発は是か非かというご質問であります。私の考えを申し上げれば、端的に非と申し上げるものであります。

福島県は 2011 年 3 月 11 日、あの東日本大震災による忌まわしい原発事故から 7 年以上経過しておりますけれども、今でもさまざまな生活上の制約を課されるのみならず、風評被害をはじめとする言われない差別に苦しんでおります。福島県の農産物の輸入禁止の扱いや、福島県の子どもたち理由もなくいじめの対象となっている例など、数を挙げれば切りがないものがあります。今でもこういった出来事がニュースに触れるたび、あの原発事故がよみがえります。はかり知れない喪失感とやり場のない怒りを禁じ得ません。

今、福島県にある西郷村という地方公共団体の村長となり、住民の生命・財産を預かることになりましたけれども、二度とあのような事故を起こしてはならないということ、今後広く世の中に、また後世に伝えていかなければならない立場にあることを踏まえ、是か非かと問われれば非ということでお答え申し上げます。

○ 議長（白岩征治君） 4 番鈴木勝久君。

○ 4 番（鈴木勝久君） 確認できました。

そうですね、私たちが共通して原発に被災し、多大な損害をこうむりました。生活が一変して、私個人に関しましても子どもたちをこの福島に残していいのか、それと今後生活していく上でいろいろな制約ができ、8 年たってもいまだにあの現状というか、あの悲惨さ、今も続いております、心に残っている次第であります。

この原発の先進国でありますフランス、ここの環境大臣コリーヌ・ルパージュ女史ですけれども、この人が「原発大国の真実」というところで述べているのは、「消防側はどんなに訓練され専門技術や装備を備えていても、100 万分の 1 グラムの放射性物質による汚染に対してなすすべがないのです。国内で最大な原子力事故が起きればフランスは住民を適切な方法で守ることはできない。実際に国内の原子力施設の分布状況を考えれば、住民は避難しようがないのです」このように、原発先進国フラン

スでも元環境大臣がこのようにおっしゃっております。

また、消防士の証言がございまして、「施設の風下に当たる地区の住民の避難に関して、前もって準備に数か月をかけ避難シミュレーションを使って確認しましたが、各隊員が避難誘導の難しさを実感しております。これが本番だったら指揮系統の混乱があったり、逆上してパニックに陥る住民が出たり、つまり交通事故や渋滞も発生する、作業はさらに困難を極めることになるでしょう。屋内避難にもてこずりそうです、目張りはするもの、食品包装ラップや粘着テープを備えておかなければならないし、こつがいます。住民は防災に関する知識もないし心得もない、防災パンフレットが配られているだけです。パンフレットにしても配布先は限られています」等々、続くのですけれども、フランスでもこのような状況でございます。

先ほど、個人情報保護法で11番がおっしゃいました。人間にやることに絶対はない、このことを原発においても言われます。なぜか、ここに「原発と危機管理」という本の中に「人間の判断・行為・行動に絶対安全はない、二度とこのような事故は起こりませんと平身低頭してみても、どこかで事故を起こす可能性がある」、この可能性なんですけれども、人間が人間を管理し、人間がもの・施設・設備等を管理するには、注意力、正確、誠実さ、リスク感性、モラル、錯誤、思い違い、勘違い、範囲、怠惰、物忘れ、手抜き、工事も含めてです、責任回避、職務に対する不満、人間関係のトラブル、組織に対する恨み等々、人間の判断行為にはさまざまなリスクがあるからだと申しております。いろいろ誘惑もあるわけです。

こういう人間がかかわっていることに絶対はない、私もそのように考えております。それで、今この原発に関しては人間がコントロールできないんです。安全だ、安心だと言いつつも、コントロールできない。このようなものを今、原発、核兵器もございましてけれども、このようなものを地球に残しておく、将来どうなるか、人間が人間を管理するわけですから、人間が扱うわけですから、非常に危惧しておるところでございまして。

村長が今、答弁なされた「非である」ということは、私も聞いて安心しましたが、と同時にこのことについて、村全体で国に対してそういう行動をとるとか訴えていくとか、またつい二、三日前に原発訴訟まだ一生懸命、国と闘っているところあります。西郷村もその方向で、多大な損害を与え精神的な苦痛も与え、国に対してそういう訴訟等々の動きもしてもいいんじゃないかなと思いますけれども、村長、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先日、東京電力に押し出し超勤ということで、損害賠償ということで請求しております。今後ともいろいろ機会があれば、積極的に限りなく要求していきたいと考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 続きまして、次の質問に入らせていただきます。

3番、私は6月議会、9月議会続けてこの防災計画について質問をいたしました。

その後、私はこの防災計画書では村民を守れないと言いました。その後、9月議会後、村長が防災計画の作成に当たって、担当課にどのような指示を与えたか、それを伺いたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 防災計画の策定に当たって、どのような指示を出したかというご質問でありますけれども、防災計画は災害対策基本法に基づき、災害に備えるための予防対策、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係る事務・業務に関して、市町村において行うべき対策を、総合的に定めた計画であります。それぞれの地域の実情に即して作成し、機能しなければならない非常に重要な計画であると認識しております。

防災計画は作成しただけでは意味がなく、災害時などに機能して初めて意味をなすものと考えております。防災計画の策定に当たっては、個々、細部にわたる具体的な事柄についての指示はなかなか行き届きませんが、防災対策のあり方、災害対策体制のあり方など、災害に対する基本的な考え方、村の実情としてこのような対策も含めるべきではないかなど、防災担当者と意見交換を密に行い、防災計画に反映したいと考えております。

一口に災害と言っても、さまざまな災害があり、被害の状況も災害対策で行うべきことも異なり、また刻一刻と状況が変化するのが災害であります。何をどうすべきといったことも、時・場所・タイミングによって意味をなさないことも少なくありません。

このようなことから、さまざまな状況に臨機応変に対応できる体制づくりが最も大切なものと考えております。こうしたことは、理屈、理論だけではなかなか習得できるものではありません。実践、経験から学ぶことも多いと考えております。過去の災害を無駄にせず教訓として、防災計画の策定に生かしていきたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） ここで、14番大石雪雄君が着席いたしました。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 適切な指示であると思います。

それを踏まえまして、1番の質問に入らせていただきます。災害・防災の定義についてでございます。この定義についてお答えください。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 災害・防災の定義についてお答えいたします。

まず、災害の定義でございますが、災害対策基本法第2条第1項において定義されております。災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地すべりその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類するものにより生ずる被害のことということでございまして、政令で定める原因により生ずる被害ということで指定されておりますのは、放射性物質の大量の放出あるいは多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故ということになっております。

次に、防災の定義でございますが、災害対策基本法第2条第2項において、防災とは災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び災害の復旧を図ることとされております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 災害対策基本法に載っていることでございます。

防災というのは端的に言いますと、災害を防ぐこと、これは辞書に載っていることでございます。防災が災害を防ぐことですが、私たちが災害と言われましても人的、私たちに被害が及ぼすという部分に対して、災害と位置付けているんです。

防災は、主に2条に書いておりました災害を未然に防止、これが事前対応、次に災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、これが事中の対応、災害復旧を図ることを事後対応ということで、もうちょっと難しく言いますけれども、まず外力について正しく十分理解することということなんです。災害とは何ぞや。

そこで、災害について別な見地から見ますと、社会的定義ですが、これは自然災害と人的災害に分かれます。その中でも気象災害、地震、噴火という分かれ方もしますが、特に雨に起因するものとして洪水（河川の氾濫、内水氾濫）、土砂災害（斜面崩壊、崖崩れ、土石流、地すべり）など、風に起因するものとして強風、暴風、竜巻、高潮、波浪、この辺は西郷村には最後の2つはそれほど関係しないと思えますけれども、次に雪に起因するもの雪崩、積雪、吹雪、雷に起因するもの落雷、長期間の天候によって起因するもの干ばつ、熱波、寒波、冷夏、その他霜害、ひょう、地震に起因するものとして液状化、津波、岩屑雪崩、崖崩れ、地震火災、噴火に起因するものは降灰、噴石、溶岩流、泥流、山体崩壊、ここに津波も書いてあります。

次に、人的災害は列車事故、航空事故、海難事故、交通事故、火災、爆発事故、炭鉱事故、石油流出、化学物質汚染、原子力事故、テロ、戦争、NBC災害、このNBC災害とは核兵器、生物兵器、化学兵器などの使用です。次に、CBRN災害、武力攻撃などによって原子力災害、原子力発電所や原子力施設の攻撃により起因する災害でございます。武力攻撃に伴って原子力事業所へ放出される放射能などがございます。

また、社会的定義のほかに安全工学的定義というのがございまして、これは日常災害と非日常災害がございまして、日常災害には転落、転倒、落下物による受傷、中毒、溺水、火傷、感電、その他製品の欠陥に伴う製品事故、食品事故、医療事故、暴動、犯罪、災害と呼ばれるものはそのようなものがございます。そういうことです。

まず、外力について正しく十分に理解するという事は、このぐらい災害には種類がある、これを網羅することが、まず自身を、村民の命、身体を守ると、これについて網羅しておかなきゃならない、まず災害についてこれだけあるということでございます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

（午後0時03分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。（不規則発言あり）失礼しました。

4番鈴木勝久君の一般質問を許します。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 質問途中で午前中時間が来ましたので、午前中は中断しましたけれども、このなぜあれだけとうとうと述べたかと言いますと、まずリスクについてですね、正しく細かい部分まで、まずリスクを知っていないと次の段階に行かないんじゃないかと。これをいっぱい述べたのは、実は、この西郷でこの間も申しましたけれども、西郷で発行しています地域防災計画、ここには主に、地震と震災に関するものと風水害に関するものが主に述べられておまして、そのほかのリスクに関しては薄く、または今私が述べたリスクに対する防災計画書の中で入っていない部分が多々あったものですから、時間はかかりましたけれども、まずリスクを正しく知っていないと次の作業に移られないんじゃないかと思ひまして、時間を費やしてしゃべった、こちらで説明したものでございます。

それで次に、この防災に関係しまして、次は外力が人間社会に与える影響力を少なくして、少しでも軽減できる方策を講じるということでございます。

この件については何個か述べている部分もございすけれども、特に冊子、皆様福島県民に、皆様のところに行っていると思われる「そなえる ふくしまノート」、これにはある程度実施の部分ですけれども、みずからこういうことに備えてくださいという部分で、絵で講じておるものでございます。

また、3番目に、その上で外力の影響を受けた人間社会に手当てを施すと。これは復興・復旧の要旨でございます。このように、防災というのを一言で言いますと、この3個が当たるわけでございます。

それについて、村民の生命、身体、財産を守るということにつながるのだと思ひます。先ほど聞いていましたら、先ほどと昨日、2番議員がおっしゃったそのハザードマップ、これ先やっていきたいと思うんですけれども、村でどうも独自につくっていないという回答が寄せられたと思ひますけれども、確認なんですけれども、ハザードマップは村でつくっていらっしやらない。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

昨日答弁させていただきましたのは、火山に関するハザードマップということでございまして、水害等あるいは地震等のものについては作成をしているということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 皆様の話を聞いていてちょっと気になったんですけれども、平成30年度総合防災訓練大綱というのが、これは内閣府で出していると思うんですけれども、平成30年5月29日、中央防災会議に決定とございまして、そこに防災訓練というのがございまして、その防災訓練実施に当たっての基本方針というのがございまして、3番目に、その（2）実践的・効果的な訓練の推進というところで、11番議員もおっしゃったんですけれども、そこでより実践的かつ起こり得る最悪事態の想定、災害時に現地に対応した者の知見の反映、大規模地震、津波等の対策初報方針に定めたタイムラインへの対応を踏まえて制作しというのがあります。ここに、図上訓練というのがあるんですけれども、これご存じでしょうか。

図上訓練です。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 机上訓練とか、図上訓練とか言われる部分は存じております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 知っているということなんですけれども、これ災害図上訓練、これ何で、実際西郷村で使っていらっしゃるというか、実施されていますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） 実施はしていません。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、ちょっとわからないという方もいらっしゃったので説明します。

この災害図上訓練というのは、地図を用いて地域で起きた災害が発生する事態を想定し、地図の上にかける透明シート、ペンを用いて危険な予測をされる地帯または事態をシート状の上書き込んでいく訓練ということでございます。リスクコミュニケーションの手段の1つなんですけれども、これはハザードマップの役割を果たし、事前に危険を予測できると同時に、避難経路、災害避難場所、速報性のある避難準備の徹底や地域住民や関係機関において、いかなる対策や連携が必要かの検討など、参加者の間で共有することの可能であるという、これワークショップに意外と使う技術なんです。

先ほど言った、例えばダム、砂防ダムが決壊するとき、どのような被害が出るか、その最悪の状態を地図上で理解するという、それによっていろいろな方が参加していただいて、ここに避難しようとか、ここにあれをしよう、予防をしようとか、そういう部分で非常に有効でございます。

これをぜひやっていないんだったら、これを活用して行ってほしいなと思います。

今、総務課長は勉強熱心で、そもそも防災訓練大綱を読んでいらっしゃるということなんで、その中で防災訓練中期計画というのが国でつくっております。これ非常に読むと、この防災に対して訓練がいかに大切で、これを実効性を持たば被害が最小に抑えられるというのはわかると思うので、前回、私ここで去年参観自由のやつ参観さ

せていただきました。防災訓練ですね。あれではね、一生懸命やっている方々には失礼なんですけれども、あれではここに載っかっているその防災訓練の目的とか、基本方針からすると、大分かけ離れた非常に実践的でない。あそこに参加した人がみずから考えて、みずから行動できる体制になっていない。台本、シナリオが置いてあって、こうしましょう、ああしましょうと形式的になっている訓練と言わざるを得ません。

ですから、この訓練というのは、各連携機関、例えばいろんな企業とも連携していますよね、それでどういう行動を実際に事故が発生とか、事件が発生とか、そういう地震が発生したときどういう行動をとるかというのは、こういうことをやっておけば、非常に、最初はこの防災訓練ばかりに見ていたんですけれども、非常にこれの実践どおりにやっていくと有効的だなというのがわかりました。

それで、関西大学の有名な人がいるんですよ。河田恵昭さん、この人は社会安全学部到现在籍しております、特別任命教授ですけれども、防災・減災危機管理の専門家でございます、そこでですねこの人が提唱しているその減災、縮災対策、これが非常に功を奏していて、これが起きてきた、減災という発想が起きてきたのは、阪神大震災のころからこういう発想が出てきて、逃げる、避難するということがこの大地震に関しては非常に効果が出てきているという、推進している方でございます。

それで、もっと言えば、そのほかに参考文献として、林春男さん、岡田憲夫さん、片田敏孝さん、奈良由美子さん、この人たちが、題名時間がないので申し上げませんが、非常にいいリスクマネジメント、クラッシュマネジメント、それに東日本大震災における我が国の課題、防災課題というのが非常に詳しく載っておりますので、ぜひ参考にして組み立てていってほしいと思っております。

私、本来はもっといっぱい話す内容がございましたが、実はこれは6月の議会から私この防災計画の質問をしております、ここに所信表明で村長がおっしゃったことが、このような所信表明でおっしゃったことが、村民の命、生命、財産を守るためには非常に有効であるなどと思って、実はこの村長の所信表明読んだわけでございますけれども、6か月間たって、いろいろ検証というか勉強していきますと、これは希望的というか、こうなりたい、こうありたいということを述べていて、実際にこれもう実施されているところがほとんどない、ですから早急にこの所信表明でおっしゃられた、まあ申しませんが、のを実現させていただきたいと思っております。

実はその担当課とは、前回、29本当は質問考えておりました。それで、担当課にもその質問書を渡して、相当深く担当のほうもこの後、9月議会後、相当勉強されておりましたけれども、まだ半ば、検討半ばであるということでございましたので、いっぱい質問は考えてありましたけれども、質問が要は目的ではなくて、実際にこの防災計画をしっかりとっていただきたい、これが私の目標でありまして、それを今、担当課が一生懸命それについて一つ一つ私が質問した内容、あと疑問に思った内容、ここを今回までで5回、6回、7回ぐらいは面接というか、お互いにやりとりをして、非常に有意義な内容の濃い答弁、答弁ですか、お話をさせていただいているので、ある程度は方向性をとってるのかなと思ひまして、質問するのももう2人でしゃべって、

3人、課長とまぜて3人でしゃべっておりますから、相当煮詰めた防災計画の内容、防災についてですね、内容深めてきているのかなと私も思っておりますので、細かいところは質問しませんけれども、残っている部分、その部分については質問させていただきますけれども、目的は村民の生命、身体及び財産を守ると、そのためにどうするかということに尽きると思いますので、ちょっとだけ、じゃ残りの部分をさせていただきますと思います。

食料備蓄についてという設問がございますので、これは前回質問させていただいて、これに載っけなくてもよかったみたいなんですけれども、その中でイオンとかツルハドラックから物資供給をさせていただいているとあって、何か安心なさっているようですけれども、果たしてこれ安心なのかなというのが疑問に残ったんです。

3・11以降、私も店をやっていますけれども、急にお客さんが殺到するんです。電池がないか、食べ物がないか、パンがないか、いろんなものでトイレットペーパー、その他いろいろあって、お客さん優先に品物は空っぽになっちゃいます。もうテレビで見えても、コンビニエンスストアとか、何ていうんですかそういう類いのお店屋さんには全て売り切れ状態になる。こういうところに頼んでおいて、村民の安心を担保できるのかというのを疑問に思ったので、もう一度伺いたいと思いますけれども、その辺について質問したいと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

食料等の備蓄についてということで、前回ご質問いただきまして、私どものほうでただいま申し上げたお店等との協定を結んでいることで対応したいという返事でした。

議員ご指摘のとおり、当然在庫がなくなるとか、流通が止まるとかそういったことも考えられますので、備蓄をしないというわけではなくて、当然備蓄はしていただきたいのはやまやまなんですけれども、備蓄と言いましても、なかなか食料ばかりでなく、さまざまな生活用品ございまして、全て備蓄するというのが非常に難しいといったことを考えておりました。特に、食品につきましては以前も回答しましたが、保存期間とかそういったものもあって、定期的に入れかえをしていかなければならないということで、さまざま経済的な負担等もありますので、ここの部分は難しいということではあります。

ただ、議員ご指摘のとおり、しなくていいということではないというふうには考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 国の防災計画でも述べているんですけれども、その保存期間、保存場所、こういう話ではないんですね。村民の命を守るのであれば、そこは二の次、三の次の話なんです。まずは、命を守るということなんです。

国が指針として出しているその3日間過ごせる分というのは、これは阪神淡路大震災の事例、または東日本大震災で物流の混乱等により、満身に食料を供給できないと

いう話なんです。ああいう大災害が起きるとインフラが滞り、道路、鉄道、船まで、まあ船は違いますけれども、末端まで食料がまず行き届かない、水、食料、水も断水します、電気もなくなります。最低限3日分ぐらいは、電気の復旧に関しては1週間ぐらい滞ってというかできなかった、水道の復旧は10日以上たっていたという事例がございまして、そこで水とか暖房、または電気製品等の問題、それと食べ物ですね、それはまず自分で調達しようと、まずはそういう発想がどこかにあったのかなと思います。

阪神震災のとき、これ緊急の問題なんですけれども、阪神大震災のとき、実は自分で脱出したのが8割、隣近所の人に助けていただいた、力になっていただいたのが16%、公の機関に、警察、消防、自衛隊等々に助けていただいたのが、まあ平均して10日後ぐらいになっちゃって、実際問題として7,000人ぐらい、1万6,000人いましたから、そのうちの7,000人ぐらい。8%、7%なんです。ということは、何が大事かという、そこで方程式ができたんです。721という方程式。だから自分で自力でまず何とかしなきゃ、そういう部分が出てきて、あとは隣近所の人がお互い助ける。そこで間に合わなかった人は家に閉じ込められて、大惨事6,000人ぐらいの人が焼死というか圧縮死も含めてですけれども、そういう部分でなかなか行政に頼まれてやるというのが難しくなってきた。

この防災誌を見ますと、江戸時代ぐらいにこの協働、隣保精神、その時代にできたから隣保精神というものがいまだに残っていると思うんですけれども、隣保精神というのはあんまり私からするといふ言葉ではなかったんですね。そこに強制力が働くみたいな形だったんですけれども、江戸時代はどうもそういう感覚で隣保という言葉使ったんじゃないというのはわかりましたけれども、それから50年代、1950年代、70年代にかけて、その共助がいかに大切か、そういう部分がわかってきたのかなと思っております。

それで、その自助、共助、これが大切だなというのはわかってきたんですけれども、それを村民にわからせていただくためにどのようなことをしていったらいいのかなと思っておりますけれども、そこに前回ありました自主防災組織ですね、その絡みで何か作戦がありましたらお答え願えますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

今、議員からご指摘いただきましたように、ほかの自治体の救助の例ということで、ほぼほぼ自助、共助で救出をされて、いわゆる公助という部分の機能というのは限定的であったということ、非常に、先ほど申し上げました食料等の備蓄についても、やはり実際に被災地に、いわゆる救援物資が届かない、道路等が寸断されて行かないといったケースも考えられますから、そういった場合に、この共助、あるいは自助という部分で、そういった対策をしていただければ、それは大変すばらしいことだなというふうに思っています。

それで、ただいまご紹介いただいたように、災害時の役割としては、自助、共助と

いう部分が非常に大きいということが再認識されているということもあって、私どもも前回、その前と議会のほうからご指摘いただいて、その役割というものをさまざま検証しますと、やはり議員ご指摘のように、非常に大切な組織ということもわかっております。わかりましたので、次年度以降、自主防災組織というものを機能できるようにその組織を育成するというような事業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 1つ事例を申させていただきます。

高松市緊急時緊急物質備蓄計画、これは若手でリニューアル推進チームというのをつくって、今平成27年3月修正ができましたので、これを参考にさせていただきたいと思っております。これはコンセプトがすごいんです。これは南海トラフ大地震を想定してつくっていますから。この南海トラフ大地震、基本的にこれが起きると、資産等の被害98億円、経済的活動影響35億円、これが陸側で来た場合、資産的被害170兆円、陸側50兆円、すごい南海トラフ来たら大変なのを、これを想定してつくっているやつでございます。

その基本コンセプト、命を守る。相当な地震に備えて、だから想定外とかそんな話じゃないんですね。今、震度7強までしかないですけれども、もしくはこれが起きたら、8、9という新しい基準が設けられるかもしれません。それに対応するために、本当に真剣にこの高松市考えておりますので、ぜひこれも参考にさせていただきたいと思っております。こういう計画書つくったときのコンセプト、生命、財産はもちろんですけれども、何をという目的意識を持っていかないと、3か月たちましたまだできません、6か月たちましたまだ煮詰まっていません、こういう話になるんですね。

前回申しましたように、地震はいつ起こるかわかりません。ですのでシミュレーションを、さっき言った防災訓練等確認しまして、村民の皆様が夜やるのはほとんどないと言うかもしれないですけれども、夜実行してもいいですよ。実際、ほかで被害受けているのは、夜半のほうが多いんです。今回、20年前の水害、8・27水害も夜半に起きた事象でございます。そんなとき午後11時時点で、136ミリ降っていたのに防水会議を解散して、その後午前2時、3時に太陽の国で崖崩れが起きて死亡者が出た。そういう事例もございまして、村民の命を守るそういう立場に立てば、防災訓練ばかりしないで、夜実行したり、夕方実行したり、飯どきの火を使っているときに実行したり、そういうシミュレーションが非常に大切だと思います。

それで、その減災にやるの効果なんです。それを縮災対策やることによって、非常に被害が少なく済む、そうやってまた復興それも少ない時間で済む、非常にいいところばかりなんです。できたからやる対症療法、国が意外と考えてですか、今までやってきたのがその対症療法的で、被害が起きたら復旧にどうするかという形で、予防に対するとか、減災に対するのがあんまり国民に対して理解されなかった部分が多々あります。ですから西郷村はそっちの1点で、まず防災対策、その起こる前の対策しっかりやっていただきたいなと思っております。

そのダムの話に戻りますけれども、決壊したら下流住民は必ず被害に遭うというのを住民に申し伝えておいてほしいと思うんです。説明聞いていますと、どのぐらいの幅でどのぐらいの水がどのぐらい流れるというシミュレーション、その科学的に証明されていないというか、羽太のほうにも、最近、今度太陽光ができる。県の管轄らしいんですけども、その排水を見たところ、上が広くて下が狭い、あれでは絶対あふれますよね。周りからもその中だけの処理じゃないんですよ、周りからも水が入ってきますから、だから掛ける何乗という形になると思うんで、その辺もしっかり計算してと、あと周知徹底していただかないと、特に堀川ダムですか、絶対大丈夫だと言っていますけれども、何回も申し上げますけれども、絶対はありませんね。あれを超えてどこかに亀裂ができてそこからといたら、あそこに下流住民いますよね、その近くに。あの人たちは相当な被害を受けます。ですから、そういう被害も想定しながらやっていただきたいなと思っております。

物品についてお話ししなかったですよ、今。食料はわかりましたけれども、物品等についての備蓄というか、物品等はどのようになっているか言いましたっけ。異議がないですね。

○議長（白岩征治君） 4番議員、これ今4番目。

○4番（鈴木勝久君） 4番ですね。備蓄についても、備蓄じゃなくて物品についてもちょっとどういう意味になっているか聞きましたっけ、これ。9月に聞きましたよね。9月に、私じゃなくて別の議員が聞きましたよね。

じゃ、ここは割愛させていただいて、5番ですね、要配慮者対策について伺います。要配慮者についてお伺いいたします。

発生時に、まず要配慮者、これはどういう方々を対象にしているのか、要配慮者についてまず質問いたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

要配慮者ですが、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊婦、それから外国人など、災害時に特別な配慮が必要となる方を指すということでございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 高齢者、障害者、子ども、子どもについてですね、実はある保育所に行って、この辺の災害避難計画というか、避難のシミュレーション、避難訓練はしているのかなという、子どもたち0歳児、1歳児が災害が起きたときどうするんだという話をちょっとレクチャー受けてきました。ある保育所に行って。

それでいろいろ聞きましたけれども、相当、毎月やっていらっしゃるというのと、年2回はいろいろな方々とご一緒にやって大規模にやっていらっしゃると。ゼロ、1歳の子どもたちを避難させるのには、散歩用乳母車というんですか、4人乗りの車に乗せて避難させているので、その火災についてとか、地震についてを想定して、常にそういう十分に避難訓練はしているということで、ちょっと安心しましたけれども、問題はこの障害者の方々の避難なんです。あと在宅でいらっしゃる方、機械を使って

いらっしゃる足が不自由な方、こういう方がいらっしゃると思うんですけれども、そこを大ざっぱに伺うのもあれなんですけれども、この辺はどのようなになっている、現状教えていただけますか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

避難行動要支援者というふうに言われる方々で、自分の一人の力では避難行動を行うことができないといった方々に対して、この避難行動要支援者名簿というものを村のほうでは作成しております、それを各行政区長、あるいは民生児童委員、あと警察の方、また社会福祉協議会等々にこの名簿を持っていただいて、現在見守りをしていただくという形になっております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） そのときの情報の伝達の仕方なんですけれども、民生委員の方と隣近所の方とどのような情報のやりとり、伝達方法をしてなさるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えいたします。

情報の伝達ということなんですが、災害発生時にいわゆるふだんからそういうときには、こういう方々が一人では避難ができないので見守りをお願いしますという形で事前に名簿で配布しておりますので、実際に各地区のそういった方々がどういう対応していただくかというのは、ケース・バイ・ケースでさまざまありますんで、ちょっとどういう行動をお願いしますといった内容については、相手に委ねている状態でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 早急に避難訓練等実践的にやっていただきたいと思います。そうすれば、どこが足りない、どこが足りている、問題があるかそういうのがわかると思うんで、今の聞いていると全然不安で、はいそうですかというわけいきませんね。民生委員、隣近所の方、全て家族があるわけです。3・11のような震災があった場合、まず家族第一ですよ。

テレビ、NHK放送でもやっていましたけれども、ひとり暮らしの車椅子に乗っている方が、どこからも連絡ない。非常にあの人たちの心境がわかるようなテレビというか、見ていて、映像見ていると大変その不安さが想像できました。ですから、これはぜひとも近いうちに、誰々にさせておいてこうでしたじゃなくて、実際に誰々が3・11、ここだと3・11がいいんだろうと思いますけれども、想定して、そのとき自分ちでどういう状態だったか確認しながら、民生委員が本当に動いていただけるのか、隣近所の方がそこにすぐ行っていただけるのか、全てに網羅して実践的な訓練、早急にやっていただきたいと思います。

この今情報の話しましたけれども、一般の民間人に対してもその情報の提供というのは非常に震災後大切になってくるわけでございますけれども、防災無線を中心にや

っておられるようですけれども、あのときうちの防災無線は壊れてしまいました。そっちからの一方的な情報なんですけれども、それも入ってきておりません。そのような家もあのときは、全壊したのが40件でしたっけ、四十何件ありましたよね、そういう方々はほとんど使えない状態でありますけれども、そういう方々が単に情報をどうやって伝達するか、あと手伝いに来ている方とかボランティアの方とかが入るのもありますけれども、そういう人たちの伝達の仕方はどうなのかとか、そういうシミュレーションもぜひこの機会にやっていただきたいなと思っております。

もう一つの最近で考え方として、高齢者、高齢者が全て要配慮者じゃないという認識を知っていただきたいなと思います。これも河田先生がおっしゃるところに、高齢者社会をこれから迎えていくに当たってなんですけれども、高齢者を弱者と見なしている社会、これをもう一度見直さないかということなんでございます。

実際に災害に遭っているとき、若い人たちとか生産人口という言い方あれだから、若い人たちは職場というか、外に働きに行っている状態も多いんですよ。そういう状況では、地域の共助ですかそれは担保されません。この人が言っているのには、その高齢者に、積極的にこういう防災のとき、被害というか災害が起きたときにその高齢者に対しても災害意識を持っていただいて、一人一人が社会を担う協働の精神を持っていただいて、その高齢者の方にもそういう災害に携わっていただきたいというのが最近言われていることでございますけれども、その高齢者に対する、それを中心とした自主防災組織ですか、そういう方向、そうするともう一つ、その阪神淡路大震災から出てきたのは、何だっけな。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

申し上げます。できるだけのを絞って、簡潔にお願いしたいんですけども。

○4番（鈴木勝久君） はい、わかりました。

防災士という新たに取り組みなんです。それがここ阪神淡路震災後、さっき言った南海地震を境にして、そういうものの資格を、資格試験を取るといって、お金がかかりますけれども、そういう方々の専門知識を持った人たちをリーダーにして、自主防災組織をつくったらどうなのかということで、福島にはその教えるところなくて、仙台の東北福祉大学ですか、そこぐらいまで行かないとなんないんですけども、関西のほうでは大分その資格試験を取っているところがあります。これ大変長時間講習とか何か受けなきゃならないんで、お金が大変かかるんですけども、そういう人たちにも中心になっていただけるように、西郷村でもその助成をして、防災士を中心とした組織体制も必要ではないかなと思っておりますけれども、その辺の検討もよろしくお願いたしたいんですけども、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 総務課長。

○参事兼総務課長（真船 貞君） お答えします。

私、不勉強でその防災士というものを存じ上げておりませんでした。今お話をお聞きしまして、大変自主防災組織というみずから組織をつくるという上で、そういった方々、民間の方々が中心になってつくっていただけるということであれば、非常に

理にかなったお話であって、村としてもそういった制度、助成の制度なども検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） もろもろしゃべりましたけれども、実際問題としては、高齢者のやつございました。

これは日経新聞、平成18年12月6日付でございます。ここにも地域に長くいるシニア世代に防災の担い手になってもらうというのが12月6日に出ておりました。ここでは、熊本県とか神奈川県厚木市の総合防災センターの事例とか、国土舘大学の防災・救急救助総合研究所の山崎さんの話とかいろいろ載っていますけれども、このシニア世代を実際に、今各地域ではこのシニア世代を中心になってその防災計画を立てているというところも結構ありますので、それも参考にしてください。

あと、これはセキスイハイムから出ている書でございますけれども、これ許可ももらっていますんで、この中に備える、対処する避難活動回復という全て網羅した、愛する家族を地震から守る50の方法、こういうものも民間ではつくっております。ですから、民間の知恵も参考にしながら、防災計画しっかりつくっていただきたいなと思っております。

今日は時間は余しましたけれども、内容的にはもっといろいろ本当は濃い内容がございましたけれども、何せ担当課と相当この件について、半年にわたってもんでおりますので、ここで質問する以上に中身の濃いやりとりを担当課でしておりましたので、その辺も踏まえて、一日も早く、確固たるほかに出しても恥ずかしくないような防災計画、また本当にそれを活用できて、村民の命を守るその点に尽きると思いますので、そのようなことを踏まえて、真剣に一日でも早くつくっていただき、そして今、私、昨日今日で相当訓練が、実践的な訓練が本当に必要だなというのを実感しましたので、その辺も気合いを入れてやっていただきたいなと願っておりますけれども、それには時間も、担当者のそして、聞いたら担当者の時間が足りないんですね。村長、担当者の時間が足りないんです。

本当にある事例いっぱい、もう福島と言うか、日本はいつ災害が起きてもおかしくない島国にでございますので、いろんな災害がございます。子どもその人的災害まであって、機械から何からありますけれども、そこをいち早くつくっていただけるためには、担当課を増やしていただいて、その期間でもかまいませんから、一日も早く本当につくっていただかないと、明日地震が来たら、この状態ではもしかしたら3月、3・11と同じような状況でしか対応できない、そういう不安がございますので、担当部署、担当課増やしていただいて、もしかしたら危機管理課でもつくっていただいて、村長がどこに行っても、私の村民は体、身体、生命、財産を守るんだと自信を持って安心、安全な村だと言えるような状態に一日でも早くしていただきたいと思うんですけれども、最後に村長、ご意見お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

いろいろご指摘、ご指導、本当にありがとうございます。

私も防災については、常に常在戦場ということで、いつあっても災害はおかしくない状況を考えておりますので、一生懸命その自慢のできる防災計画つくる方向で頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○4番（鈴木勝久君） 以上で終わります。

○議長（白岩征治君） 4番議員、6番のその他のリスクマネジメントについては要らないですか。

4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今結びしっちゃったんで、村長にも心強い、力強い答弁をいただいたので安心しましたけれども、このリスクマネジメントいっぱいあります、実際。あっても細かいやつは質問じゃなくて、煮詰めて、大分1点先ほど言いましたけれども、大分煮詰めています。ですから、そういう中である程度自分で認識した部分もございまして、6番の防災リスクマネジメントその他に書いてありましたけれども、これは割愛というか、もうそれは担当課とお話しして進んでおるという状態でございますので、そこは質問しなくて結構でございますので、以上で終わりたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） ここで午後2時半まで休憩いたします。午後2時20分まで、失礼しました。

すみません。失礼しました。午後2時15分まで休憩いたします。

（午後1時53分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時15分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

続いて、通告第7、後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇ 1 2 番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について
2. 教育行政について

○ 1 2 番（後藤 功君） 1 2 番、一般質問をします。

村長の政治姿勢ということであります。

その前に、今内外のいろんなまた動きありました。それで、村長の先ほどの、先ほどじゃない今日、昨日かな、その何だっけ。安倍内閣ですね。安倍内閣が今回移民法、それから昨日出ましたその種子法ですね、これ重大な問題でありまして、日本がいよいよ外国に売り飛ばされるようなそういう安倍内閣の反動的な政治が顕著になってきたと。非常に私は、地方議会といえども看過できないということであります。

この外国人、移民法というものは、我々が日本国民の労働者の権利、そういうものを一切売るものだ。これは我々の議会、地方議会の議員としても看過できないと。このこういった事実は、実は報道機関、マスコミが本当にきちっとした正しく報道していないんだと。そのワイドショーいろんなところ、貴ノ岩がやめたとか、それから芸能人がどうのこうの、スケートが誰が優勝したとか、そういうことで皆ごまかして、肝心の国民に伝える重要なことが全部スルーされていると。これ非常に問題であります。

西郷、その地方議会のささいななんて言うては失礼ですが、そういうことよりも、今、国政で行われていることが大変重要なんですね。移民法も我々の、まあ西郷の労働者、いろんな我々も含めてですが、これをもう国会通りましたね。そうすると年間三十何万人がもう入って来るんだと。いろいろ理屈はつけておりますが、日本がこれアメリカのいろんな要求でありますよ。それを安倍内閣が唯々諾々と言うことを聞いている。結果、どうなるかという、労働者の賃金が下がりますね、これ。当然外国人の労働者が入ってくるわけですから、低賃金で。経営者はこの低賃金で雇えるからいいんだと。財界あるいは経営者は人手不足、人手不足ということで政府に圧力をかけて、これは商売人は安い賃金で雇えるから。日本の本当のあるべきそういう形というか、国体をどうするというそういうことを全然ないがしろにして、ただ商売の論理でこういうことをやらせておると。非常に私は腹立たしいことであると思います。

要は、人手不足と言いながら、実は日本の労働者の賃金は本当に安く抑えられていますね。これは私はいろんな人の意見も聞いていますが、賃金を上げれば、今職についていない人もこれは職業につくんですよ。そうして高齢者、我々もいろんな経験ありますが、60歳超えとちよっと雇えないとか、これ65歳になったら決定的ですね。そういう体は元気であっても実は日本ではなかなか雇用されないと。まだまだ労働者は余っているんですよ。女性の方、主婦だって、まだまだ勤めていない人もいるはずなんですね。そういう待遇を改善すれば、何も外国人を入れなくても、これは十分雇えるそういう環境であると。

質問項目に入っていないんですが、あえてこの機会にいろいろ言っておきたいですね。そういう中であって、村長の政治姿勢ということであります。

それで、ここに上げましたテニスコート云々ということ以外にも、村長にいろいろ幅広く、まあ通告はしていませんが聞きたいと思います。政治姿勢だから、村長やっぱり答えなきゃなんないんだよね。

それで、まず今前段で言いましたこと、村長どんなね。私が外国人、その移民法、こういうものが国会で通りましたが、村長ご自身のこの問題についてどのように考えているのか、見解をまず聞いておきます。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 12番後藤功議員のご質問にお答えします。

冒頭、安倍内閣の話が出まして、移民法ということがありました。お話聞いておりますと、後藤議員の言っていること本当にすごいなと実際思います。賃金が下がるとか、経営者にとってはよいとか、本当にそういう考える人もいるかと思えます。

移民法、私もその抜本的な人口減少とか、高齢化社会に向ける抜本的な解決にはなっていない、ちょっと拙速かなと、私個人としてはそのような考えをしております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） まあこのぐらいあんまり踏み込むと安倍内閣ににらまれると何か支障を来すおそれもあるかもしれないけれども、今だからね、この日本の政治がいろいろな面において問題になっていますね。自民党の国会議員、あれは野党もそうですけれども、安倍一強に屈して全然ものを言わなくなった。皆保身ですよ。もの言えれば役職につけない、あるいは小選挙区制だから、対抗馬ぶつつけられて大変だと。そして今行われていることは、あのモリカケ問題にしても皆うやむやだと。片山さつきあるいは、もう1人いたっけな、何ていう議員も、あれほどいろんな問題があっても、人のうわさも75日、親分が何食わぬ顔でいるんだから、俺らもずうずうしく、そのうち忘れるだろうとそういった風潮ですよ。そんな政府と我々はつき合っていかなければならない。私は本当にいろいろな面で問題だと。日本国民はもっと怒らなきゃなんないんですよ。だから西郷村政も不満なことやれば皆怒ればいいんですよ。

ところが、皆おとなしい。高橋村政まだ悪いとは言っていないよ。ただ、そういう日本人の特性として、本当にその批判精神というか、おとなしいですね。今フランスで今マクロンやめると、あれが本当の姿なんですよ。何かあったらやっぱりがたがた動いて、そしていろんなことやってと、そうすると政治が動く。ところが今の状態、日本は何をやってもデモひとつやるわけない。やっているんだって、マスコミが伝えないよね。東京の国会の議事堂の前で10万人動員しても、一切マスコミは伝えないと、こういう現状ですね。私は今言ったとおり、フランスを見習えと。がったがったやっぱりもんで、そうしないと政治も問題のいろんなそのことが浮びあがって来ないですね。そういうことで私はスタンスとしている。やはり問題ありとなれば、やはりそういった精神で対処しなきゃならないと肝に銘じております。

本題に入りますが、この村長、テニスコート、これいろいろ絡むんですね。この前の議会で、この運動公園、総合運動公園について、調査作業継続と、そしてその中島地内に、運動公園を整備するということであります。私が聞いたのは、それとは別に

あそこにその付随したテニスコートだか何だかわからないけれども、そういう話を伺っております。これ、確かなあれではないですよ、そういう村長は考えあるいはことを話したことがあるのか、実際今もそういう計画があるのか、それまずお聞きします。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

中島地区ということでありましてけれども、現在体育館、野球場、屋内プールがあるものですから、理想としては、あそこに集約させた総合運動公園を考えております。その中にテニスコートも考えているということでありまして。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） わかりました。

そうすると、具体的にまだその全体像、概要はまだ発表になってみないとわからないですけども、まあそういう構想そのものはね、それはそれで私も別にかまわないんですけども、この間の議会でもその前にやるべきことがいろいろあるだろうと。

この問題についても、私1つの代案というか言いましたね。実は、あそこの地じゃない折口から真船、何だ、トーアエイヨーの会社の工場用地として、今、いまだに建屋も建たない、まあこの所有者はトーアエイヨーでしょ。前に俺、ちょっと村有地かなと思ってちょっと勘違いして言った覚えあるんですが、実はまだトーアエイヨーさんが持っている。あそこの地はちょっと調べたら、トーアエイヨーさんの社有地が11町かな、その周りの山、里山ね、それが35町歩ぐらいあると。真船の共有地なんだろうなあれ。そうすると、50町歩ぐらいのそういう広大な敷地があるわけです。私も再度あそこに行って見てきましたが、非常にその山もなだらかなそんな急峻な山ではないと。そうすると平場の工場用地として、まあ今はぺんぺん草生えています、それなりに結構いい土地なんですね。

以前、その県立公園、県立公園かな、そういう構想がありましたね。途中で断念したと。あれは佐藤雄平知事の時かな。（不規則発言あり）栄作知事、佐藤栄作知事の方にそういう県内に何か所かのそういう公園をつくるんだと、県立公園、まあスポーツ公園と言うのかな。そういうあれで、あそこの地があがったことが、経緯がありますね。その県、そういう機関もそれなりの場所についてはいいところだと、そういうことですよ。それに適さない地だったら県も検討しないはず。どういう意味でその断念したのか、私は定かはわかりませんが、そういう経緯があります。

私は、新たに中島地区に新たに造成して、これコスト的に今あるそういうトーアエイヨーさんから会社の意向はわかりませんが、もしもその工場をつくるという意思がないならば、村で買い戻して、今平場になって造成してあると、そういうことであれば多額な比較対象しても、はるかにコスト的にこちらのほうが安くできるんだと。立地にしても、その周りの景観、やはりその山を絡めた自然公園というか、里山を利用したそういうもので取り入れたすばらしいあれなんじゃないかと。私はそういうことで、1つの代替案として、私個人ですけども、議員の皆さんも大分その私のそういう考えに同調している人が過半数います。村長はどれだけの我が与党勢力、いやそん

なことはないと思うかもしれないけれども、そういうあれがあります。

これ拙速に決めるんじゃないなくて比較検討、あるいはコスト的にどうなんだと。今、村長が計画しているその地は、聞くとところによると、あなたを支持した人たちが中島という、あそこ谷地ですから、もともと。私らが学校通ってきた足の踏み入れるあれもないような、本当に田んぼ道で、まあ土地としては本当に全然もう無価値のような状態だったんです。今、あそこ道路を1本通っているから大層便利なようになっていますけれども、そういう土地だと。農業をやるのにはそんなにいい土地ではないですね。そのいろんな話を聞くと、どうもそのそういう土地を村に買ってもらったらいいなと、そういう希望的な観測の人たちがいっぱいいるんだと。そういうことが理由で村長が我が派のあれだからといって買ったといったら、これはまた逆な、全く違った方向行きますね。

それはわからないですよ、ただ、あそこがベストだという選択は私はないと思う。よくそれはそれでないんだと、それはそれで当然言うでしょうけれども、もしそういううちの土地を買ってくれと、あそこ運動公園にしてもらったら最高なんだけんどなと、そういう選択肢は私はこれは邪道だと思いますね。やはり、どの地域がベストなのか、そして将来性、いろんな可能性のある土地の選択をしてもらいたいと思う。私は絶対反対とかそういうことじゃないですよ。

以前、私もこの議会で話したことがあります、ドイツの森、そういうことで言うなれば日本という里山ですね。そういうところに遊歩道、いろんなあれをつくって、その市民が気軽に山に親しんで、きれいなところで何でもそういう親しめる、自然に。今、私が今申し上げた土地は、そういうキャパシティー、広さにおいても十分かなえられるんだと。山も急峻じゃないと、絶好な場所じゃないかと。そういう選択肢もあるんだから、私はその地権者が中島の地権者がそういう思惑があったら、これはまた話が違うんだと、そういうことは実際村長、どういう、どうですかその辺、私が懸念するところ。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

トアエイヨーの工場用地ですね、前に私も建設課にいたときに、佐藤栄作、当時の知事が、県に7つの県立公園をつくるということで、1つの提案とされました。私も土地を見たこともあります。その後、佐藤栄作知事時代だと思えますけれども、いろんな政治的というか、経済状況も含めて凍結になりました。その後、知事もかわられましたけれども、もうその話はもう、県立公園の話は今後もうないのかなと私自身は考えております。

先ほどお話ありましたように、平場が11町歩、里山35町歩、（不規則発言あり）そういうことで、確かに急峻でなく、パークゴルフとか公園とか散策するにはいいかなと、本当にそう思います。それで、その中島に土地を買ってほしいという、私土地についての打診は一切したことないです。ただ、先ほども言いましたように、3つの施設があるからあそこにまとめるのがベストかなと、地理的にも、交通の便におい

てもいいのかなということ考えております。絶対買ってほしいがためにあそこにつくるといわけではないです。

それと必ずしもそこにこだわるわけじゃなくて、その里山というところも選択肢の一つだと、私は考えています。まず、村民にとって必要かどうか問題であって、何が必要かとか、そういうのを十分基本構想の中で考えていきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長、かたくなではないとそういう私今判断しましたけれども、これは私もうがった見方で、中島地域地権者、村長の応援さんいっぱいいるんですよ。地権者調べると。ああやっぱりなど、私が勝手に思っただけだけれども、でもあの地しかないんだったらそれはそれで私がかまわないと、しかしもっとベストな選択があったら、それはやはりそっちのほうがいいんじゃないのという、私は話なんですよ。

そうすると、今アクセス云々言われたが、あのトーアエイヨーのあそこはアクセスもいいんですよ。広域農道があちからあそこまで行っていると。そしてあれをもっと拡大、今度は整備すると289号線、ずっとスパリゾートあぶくまのあたりに、あれ地続きだからね、そっちにもアクセスできる。それから太陽の国のところにも出られると。決してそのへんぴなところとかそういうことではないですね。中島と同等のアクセスが容易であると。そして何よりも造成、工場用地ですから造成が済んでいると。もう簡単なんですよね。コスト的にも相当浮くんじゃないかと。その中島地区は、私はもっとその白河市街地、それから国道4号にも近いと。開発をするんなら別な用途があるんじゃないかと。例えば住宅地域、あるいはまた別ないろんな、そういうのを考えられるんじゃないかと。

今、村長の答弁では、絶対あそこがありきでないということでは私まあそうかと。その辺を私もじゃ前向きに捉えて、拙速な結果じゃなくて、十分いろんな案を練って、そしていろんな議会の皆さんも詳しいから、協議して、そしてどれがベストなのかと、そうすると全体像もいろいろ示しながら、はじめにここのありきじゃないという、そうじゃなくて、村長違うんだってまあ言いましたから、十分検討したらどうなんだと、そうすると、いろんな広さがこれ中島の計画されている敷地というのはどれだけ想定されていますか。面積。概算。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今までは私その公約に掲げて、やりたいということであって、面積についてはまだ考えておりません。何が必要（不規則発言あり）おおよそ、前に調べたところによると、20から30ヘクタールかなということ考えておまして。まだ、これからメニューつくっていく段階なものですから、先ほど絶対ありきじゃなくて、私の理想はあそこということは、ちょっと理解していただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今、キャパが20から30ヘクタールだと。そうするとあの堀川からずっとその体育館のほうまで来るでしょうね、当然。私が今申し上げたところ

は、その倍がある。恐らく60町歩ぐらいなんだな。そうすると、県が県立公園に計画したところだから、大変な大きさだからね。そういうところに、もう県は断念した、だったら村独自でそういう計画しているんだったらそこにやったらどうなんですかということなんです。

まあでもそんな新たに、谷地のところ、相当水路から何からいろんな架け替えで、それから農地のいろんな許可、いろんなのが難しいことがあるでしょう。そういったことを考えた上で、そして何よりもどちらが将来性、いろんな意味でインパクトがあんだと、いろんなことに使えるんだと、そういう意味から言ったら、トーアエイヨーのあそこがベストだと、私はですよ、その辺の整合性、そういうものを決して拙速で答えを出さないで、議会の皆さん、あるいはいろんな有識者、そういうところでもんで、まあ私は県立公園まで考えたところだから、それなりのベストなところだと思います。この問題はそういうことで十分考えていただきたいと思います。だからこの辺にしますけれども。

それでは、プロジェクト作成委員会の内容ということでお尋ねします。

プロジェクト策定委員会、これは西郷村の開発計画、拠点整備というか。会議録、私読ませていただきました、いろいろ。委員会もね。その中にいろいろ意見、それなりにきちっと意見を出し合って、私も大分賛同できる内容ですね。

その中で、ちょっと私気になった点がございます。というのは、このやりとりの中で、ある委員が、外部の意見を聞かなくていいんだと。これ何を指しているんだかわからないけれども、邪魔が入るから。そういう1つの何か異物に対して、俺らの邪魔すんなど、私のことを指しているのかなと私も邪推まあするんだけどね。名前載っていないから何とも言えないと。でも、恐らくこれは、議会の連中うるさいから、そういうこともあり得る。だとしたら、この委員会そのものの審議内容がはじめからインチキだと。これはどこにさらしても恥ずかしくない内容じゃなきゃならないんです。外部の者邪魔するから入れるなど。これ担当者、この実際はどうだったのか、その内容を私が誤解しているのか。こういう内容だと、これは、まあこれ最終的には議会の議決が必要なんだから。これ当然そういう内容であつたら何だこれとなりますよ。その辺ちょっと説明していただきたいですね。

これは企画財政課。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 12番後藤議員の質問第1の2点目、プロジェクト計画策定委員会の内容についてお答えいたします。

この委員会は、平成28年度地方創生加速化交付金事業の生涯安心して暮らせるための拠点づくりプロジェクト計画策定のための委員会で、平成28年12月14日に設置されております。

委員会は、村民、地元企業、関係団体等の代表、有識者等、16名で構成され、目的といたしましては、西郷村まち・ひと・しごと総合戦略の取り組みとして、村民と行政の協働により、活力ある地域を目指した拠点の形成を検討するに当たり、専門的

見地から意見を聴取するというところでございます。

なお、拠点づくりプロジェクトは平成29年3月に策定され、当委員会は策定完了に伴い解散しております。

その中身が有効なのかどうかというところでございますが、おただしの件につきましては、この委員会では……（不規則発言あり）

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） こういうくだりなんだよね、これ。

今までいろいろな計画策定に協力してきたと思うが、外部の人を検討会議に入れると、この方向に行く決めてから中で足を引っ張る人がいると。そのような人は委員に選ばないでほしい。国会だったら村長の任命責任が問われると。話が進まなくなり、計画も進まなくなってしまうと。これなんですよ、私問題にするの。

これ、前の佐藤村長の時代だね、村長はわからないよな。こういうことが堂々と、これ財務省みたく、これやばいとなって改ざんしないからまだこっちのほうがましかな。でも、これはやっぱり決して、外部のあれ、誰を指すんだと。こういうその何というか、これ、皆さんのいろんな人の英知、そういうのを結集して、よりよいそういうアイデアなり、そういうものを取り入れていいものをつくろうというのがこれは筋だよな。そういう観点からすると、今私が読み上げたこの文言はこれは問題だと。こういう委員が村の審議会の委員としてまかり通るといのはどういうことだと。こういう人選をした問題じゃないのと。外部の人とはどの、何を指すんだと。でもこういう内容を知る立場にある人といのはこの議会の我々ですよ、これ。一般の村民なんてそんなのわかんないから。その辺が私はおかしいんじゃないのと。その辺、今この内容について、企画財政課長、どういうふうに思いますか。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

おただしの件につきまして、議事録の前後の内容もごらんになっているかと思いますが、特定の誰かを指しているというものではありません。

また、委員個人の一般的な考え方の発言であるというふうに理解しております。また、その後の発言では、外部の人を除外して、役所だけで計画を策定してはだめであると、そういった趣旨の意見も述べられております。また、議事録は委員会の発言をかいつまんでおりまして、この議事録のみでこれ以上のことは把握できませんのでご理解をお願い申し上げます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これ委員長もそのとおりだと言っているんだな。だからそういう、私は重箱の隅をつついてどうのこうのは言いたくはないんだけども、ただやっぱり、これは国会でも何でもそうなんだけれども、要するに、小泉内閣のときも経済財政諮問会議というのがありました。竹中平蔵座長がいろいろ国の諮問会議ですから、その国会議員をないがしろにして、小泉総理は経済諮問会議を優先して、そういうやっていたと。これやっぱり国会軽視で、西郷村で言えば西郷村議会を軽視、そういう

あれなんですよ。

だから諮問会議、そういう委員が、1つの我々の住民代表をないがしろにした、軽視した、そういうあれであってはどうかと。まあここではそうは言っていませんけれども、しかし、国会でも甚だこれは野党議員が問題視する。役人指導で何でもかんでも国会議員、国民の代表たる国会議員を軽視して、全てその選良でないその諮問会議とかいろんなそういう、村で言えばこれ諮問機関のあれですね、そういった人たちが村民の代表でもない人たちが大手を振って議会を軽視したような発言をしているというのはどういうことだと。そんなこと許していいのかと。

私が言いたいことは、役人の皆さんも議会を住民の代表として、こういう発言を重んじるんじゃないで、十分、まずは諮問委員、村でそれは選定したあれだから、有識者たるそういう人たちがそれなりの専門的なことも恐らくそれを考慮して選んだはずなんでしょ。しかしながら、こういうことが言われるということは、私は僭越ではないかと。こういうことが全てにおいてそういう土壌がまかり通っていたら、これは我々も議会として真剣にその議論をしても全然効力がないと。

これ村長によれば、村長の政治姿勢としてこういった事態がもしあるないにかかわらずどういう見解を持っているか聞いておきます。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答え申し上げます。

まずは、私そこに在席していなかったものですから、また過去のことでありますし、コメントする立場にないと考えております。（不規則発言あり）私も議員の経験があるものですから、まあ議会軽視はあってはならないという考えしていますし、今後委員会とかありますので、その辺は十分人選においても十分注意していかなければならないと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） まあこれね、ちょっと足りなんです。その現象だけもう少し本当は言ってほしかったと。私から言わせるとだよ。これは諮問会議、諮問委員が何でもかんでも優先する、1つの意見ですから、そういう人たちの意見を聞いて物事を収めんと、ある意味では専門家も入れると。ただし、それとは別に、住民の代表たる人をないがしろにするということじゃなくて、また役人が僭越な議会軽視のようなこととは、私は村長としてきちっとわきまえていますとか、そういう言葉が欲しかった。わかりますか。もう一度。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。

やっぱり議会軽視はしてはならないと考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） この問題はこれでわかりました。

次に、教育行政ということで取り上げました。今回質問事項に、簡単にイエス、ノーで言えと。

言うならばね、高校をつくる気があるのかどうかとかそういうふうに書いたんですが、まあ簡単にはいかないとは思いますが、問題の私の考えるそういう趣旨は簡単にわかると、そういうことで書いたんですが、ずばり、今高校をつくる気があるかどうかと。これ教育長部局、まあ村長も関係あるか。村長になるそういう構想の中で、当然いろんな教育問題に対しても考えは当然持ってしかるべきだと私は思いますね。

両方にお尋ねするんですが、実は私も、前の、前々から西郷村にその高等教育機関をぜひつくるべきだと。なぜならば、県内一の村、2万人を超える人口を有する西郷村が高校の1つもないのはどうなんだと。これはいろんな人から聞いております。この中で、前段申し上げた諮問会議の中の、実は1人の、今年研修に行った方も言っておられました。いや、高校が欲しいですねと。実は、私もそれは言っているんですけど。そう簡単にはいかないかもしれないけれども、理想としては、この西郷村に高校ぐらいなきゃどうするんだと。先ほども質問の中で、いろいろ教育機関が欲しいんだと。人材育成の面において高校が欲しい。私は大学までもあればいいと思います、これは。

そういった中で、実はこの福島民友に、この記事がちょうどタイミング、私はこれが出たから質問加えたわけじゃないんです。これ後ですから。そうすると、12月7日付で、福島民友において、中通りに中高一貫高校をつくるんだと。県立高校、県立3校目設置進学重点、復興地域振興の人材だと。なるほどなど。私が思っただけのことでも県は考えているのかと。

そういった場合、これ必ずしも西郷村決まったわけでも何でもありません。こういう事態に対して、西郷村として、西郷村の情勢として、県にぜひ西郷村にそういうことであれば設置してほしいと、そういう働きかけをすべきだと思うんですが、その点どうですか。両方。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 12番後藤議員の一般質問にお答えします。

答えられる範囲がありますので、私の立場としてお答えします。

まず、村に高等機関がないというお話で、高等機関といいますと、高校は中等機関、初等、中等の中等教育の最後のところが高校なんです、それ以上のところを高等機関と一般的には言っています。

ただもちろん、高校がないということについて、あればいいというふうな思いも当然持っておりますが、現状、この中高一貫校のことにつきましては、県内にはまず会津学鳳がありまして、その後ふたば未来学園ができて、その3校目というのがこれの話だと思うんですけども、中通りといってもまだまだどこだという方向も見えませんが、現在、ただいわゆる高校進学者数、高等学校の生徒数を見ますとどんどん減少しております、実際に今年度、旭高校が1学級減に、来年度からですか、来年度の、今年度の入試からですね。そういうふうに縮小傾向にありまして、これから恐らく県の県教委では、高等学校については数を絞ってくると、そういう状況だと思います。

そういう中で、西郷村という人口2万人の村にこの中高一貫校持ってこれるかどう

かというの、なかなか難しい問題であります、そこは今、後藤議員がおっしゃったように、村としての考え方もありますので、長部局等の意見もよくすり合わせながら、機会があれば、ぜひ本当に持ってきたいというふうな思いは、村長も同じだと思いますので、それは村長の考えも言っていただければと思っております。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、教育長からいろいろその現状を、子どもが少なくなっている説明がありました。私も2万人を超える、矢吹、棚倉にもあるもんですから、それ以上の人口を有する村にないというのは、まあ残念であると認識しております。

教育長も働きかけて、私も同意見でありまして、今後、機会があれば手を挙げていきたいという考えを持っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） まあこういう、いやそんなもの必要ないなんては言わないだろうけれども、そういうことで、欲を言えば、これは政治力ということも十分加味している問題だと。まずは、働きかけないところにはこれはもう来ないですからね。やっぱり熱心なそういう誘致活動、切々と訴えるものがあれば、県の議員さんも心を動かすものがあると。

西郷村も県南のいわば中核的な、今は市町村ではもう存在だと。そういうことでぜひともこれいい機会ですので、最大限にその設置のための運動をしていただきたいとこのように思います。なかなか一般の人があればいいなということは届かないんです。実は。やはり政治が動かないと何事もなし遂げられないと。これは我々、議会人もこの問題について、議長をはじめ、議会と執行部が一体となってこの問題に取り組んでいったらどうだと、私はこういう機会だからまあひとつやったらどうだとかいうふうに思います。

それと同時に、村独自でも、教育長、今、少子高齢化で人口減少社会そういった中で厳しいものがあると。私もそれは十分認識しております。そういった中でも、西郷村は将来減るとしても、微減というかそういうなだらかな減少だと。極端に少なくなるとかそういうことなんで、なによりもその根幹は、人材育成。それはどういうことかということ、人が1つの資源としてこれは必要なんです。産業誘致に1つの投資ですから学校をつくる、誘致する、投資なんです。人間社会、そういう経済が政治イコール経済だと。そういう観点から言えば、当然この人材、そういう教育機関を持ってして、人材をまず集める、そして経済も企業誘致、産業振興によって村を発展させると、そういうそれが三位一体で、経済に当然イコール政治だと、そういう見方で私はこういうことを申し上げているんです。

そういうことで、再三いろんなことを言っていますが、これ教育長は教育長なりの教育問題に対しての一つの見識だと、村長に聞きますが、私が今申し上げた経済イコール政治、あるいは人材育成、そういう構図をどのように理解しているかお示してください。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 先ほどの件でありますけれども、議会も一緒になってやっていたくというのは本当にありがたいと思いますので、ぜひ私のほうからお願いしたいと思います。

まず、人材育成、資源、政治経済、おっしゃるとおりだと思っております。何と言っても人材育成と教育という考えをしております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 高橋村長、簡潔にね。前の村長だと長々と目が回るほどしゃべるんだけど、時間の節約にはなるわな。

私の言ったことね、全てまるっきりこれが全てがあれだとは思わないですけども、しかし概要は、大ざっぱに言えばそういうことだと私は理解しています。そういうことで、姿勢で、単に高校をつくるつくらない、教育感それで事足りるか、それがじゃなくて、それはひいては1つ全ての投資に結びつくんだと。投資がなければ経済は循環しないという法則があるんですね。そういうことを十分わきまえて村政に当たっていただきたいとこのように思います。

まあ、次なんです、この高校、これは県立高校ね、ついでだから言いますが、県立高校云々、これこういうことで今あれですけども、県立高校に限らず、私は私立でも何でもいいと思うんです。偏差値が高くなきゃだめだとか、低くてもいいんだと。その勉強いかによって伸びるから、要素があると。だからあんまりそのより優秀な学校なんていうと来ないから、とにかくつくればいいんだと、そしてその中でレベルアップしていけばすばらしい機関になるんじゃないかというふうに、あえて最初から高望みはしないで、とにかくそういうふうな方向で進んでいただければこのように思います。

次に移りますが、小中学校の入学に際し、資金援助というかそういう手だてはするのかわからないのか。これ、前々から私これ言っているんですよ。現状はどうなんだと。多少は生活困窮者に対してはやっているんだとそういうことをお聞きしておりますが、私はあえて、この教育、前段では申し上げた県立高校はどうかの設置して、今度は義務教育についても、まずはその中身をきちっと充実させて、そして親の経済力に左右されない教育環境をつくってあげるのが筋じゃないかと。それは教育、人間の未来への投資のために経済力によって教育が満足に受けられないとかそういうハンデを背負わせてはならないと。何人も、これ憲法で教育基本法で門地門閥を問わず平等であると、そういう観点から、私は就学時に、小中学校の就学時にそういう学用品、あるいは例えばジャージが必要とか、いろんなそういう用具が必要なんだと。それすらもなかなか出せない家庭もあると聞きます。そういうことをきちっとやってもらったら本当にありがたいんだと私はいろんな人から意見を聞いています。

そしてこの後にも聞きますけれども、海外研修とかそういうことじゃなくて、それとはまた別だと言われるかもしれないけれども、多くの皆さんはそういう身近な本当

に必要なところに使ってほしいということなんです。そういうことを現状とこれからのどのように私が今申し上げたようなことを考えているのか、その辺を聞きたいと思います。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 12番後藤功議員の第2の2点目、小中学校入学に際し、資金援助する気があるのかについて、村の現状ということでお話しさせていただきます。

後藤議員申しましたとおり、経済的な理由に就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助しております。

例えば、内容としましては、給食費の支給、こちらは実費全額を支給しております。また、児童生徒が必要とする学用品費の購入に要する学用品費、また通学に必要な通学用品費、あと学校で校外活動費、宿泊を伴うもの、伴わないものについて必要な経費を支給しております。修学旅行などについても支給しております。

質問の入学準備金という形のものなのですが、新入学児童生徒が入学時に必要とする入学用学用品費及び学用品費等に要する経費ということで支給しております。なお、入学、新入学児童生徒用学用品につきましては、昨年度から入学前に準備金として1月中に支給しております。

1月の支給につきましては、準備金の平成29年度の実績につきましては、小学校10名、支給総額が40万6,000円、中学生が20人、支給金額が94万8,000円となっております。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後3時35分まで休憩いたします。

（午後3時15分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時35分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今答弁いただいたんですが、就学援助していると。これは恐らく生活保護者とはそういう人が大部分でしょ、人数からいって。準ずるといって。恐らくね。そのそういうのちょっと内訳。

○議長（白岩征治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（高野敏正君） 後藤議員の質問にお答えいたします。

今ほど申し上げた準要保護なんですけど、こちらについては生活保護に準ずる世帯ということで支給を行っております。平成29年度生活保護の人数なんですけど、小学校では3名、中学校では7名となっております。

ちなみに、今申しました準要保護の人数なんですけど、小学校で95名、中学校で

71名となっております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今お答えいただいたんですが、準ずる世帯ということで、私の予想を上回るかなりの数だと。私はこういってこれはこれとして評価しますが、究極的には、やはり私以外の議員も言っているとおり、全員に給食費完全無料化、これはほかの自治体もやっているところありますね。西郷村も、やはり先ほど私がいろいろ人材育成とか、そういうことを申し上げてきたんですが、これは人間が生存する基本的な食、それをまず保障すると。そういう意味から、私は完全に無料化と究極にはそう思いますが、それは無理だとしたらできるだけ、じゃ今給食を無料になっている、あるいはそれ以外の人は何十%か、例えば半額とか、30%ほどするとかそういうことをやるべきだと思います。

その点、財源がどうのこうのありますが、そういう方向を考えていただけるのかどうか伺います。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） 給食費のことに關するおただしにお答えいたします。

前にも他の議員さんとかからもご質問いただいておまして、数字的には前にも申し上げていたんですが、今申し上げた生活保護に準ずる、いわゆる児童扶養手当をもっている世帯とか、収入が基準よりもいっていない世帯に關しては、今申し上げたとおり、給食費も含めて支援をしておるところですが、その額的に言いますと、大体1,500万円ぐらいの金額に、これは給食費も含めてです、そのほかのいわゆる児童生徒全員に無料化を進めるとなりますと、大体7,600万円ぐらいの財源が必要になると。

今、後藤議員おっしゃったように、では半分とかそれはどうなんだということ、なりますとももちろんそこから計算しますと5割補助で3,800万円、3割補助で2,300万円、2割補助するとしますと大体1,500万円の財源が必要になってくるということでもあります。あと、この給食費の無料化についてはいろんな考えがあると思いますが、これまではご存じのように、学校給食法の中に給食を実施するに当たって、設備や人件費とか、いわゆるそういった経費は自治体で持ちなさい、食材費については保護者が持つことを原則とするというのは法律的な明記があって、なかなかそこで、いわゆる給食費の食材費そのものに対する支援がなされない状況もありましたが、今議員から言われたとおり、他の自治体ではそこまで踏み込んだ支援もはじまっているのが実態です。

ただ、現状、今そこまでの財源が必要だということもありまして、これはいわゆる1年でやめるわけにはいきませんので、スタートすればずっと継続的に必要になってくるということもありますので、この辺はやはり政策的な問題になってくると思われまます。そのの件に關して、やはり政策としての検討が必要になってくるというふうに私は考えております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今絶対だめだとかそういうあれじゃなくて、食材は国で、食材に関しては金を取りなさいというあれでしょ。でもこれは完全にだめだとかそういうことじゃなくて、既に無料化とかやっている自治体もあるから、そういう縛りは絶対的なものではないと。法律がクリアできないからできないということではないと思います。

それであるならば、私は最初から無料化というのが無理があるならば、やっぱりじゃ施行として究極的には無料だと、じゃいきなりやるのは財源の問題があるんだったら、せめて半額援助するとそういう方向でするのはどうですか。その金額、今、完全無料なら新たな財源7,600万円必要だと。私から言わせれば、7,600万円別なこと使っていますね、いろいろ。そういうことであれば、これは何ら問題はないと思うんだけど、執行部はそれなりのいろんなまあ総合的にね、いろいろなものを勘案すると、なかなか今すぐということもいかないということもまあ理解すればできないこともない。しかし、だったらせめて半額補助最初からやって、そういう段階を追ってやったらどうだと。

北方領土2島返還論とか今ありますけれども、これは私は一括して国後、択捉も原則を変えないでやれと。しかし実現可能なプーチンにばかにされとるんだけど、2島先行返還論だと。それになぞらえば、最初50%で後は無料にするんだと、そういう方向でそういうことも考えられる。その点、教育長どういうふうに考えているんだ。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、どのぐらいのいわゆる補助、これ子育て支援等々についてはいろんな支援内容がありますので、いろんな面から考えて行く必要があると思うんですけども、結局どの程度の補助をしていくかというのは、最終的に財政面との話もありますので、私として今答えるということがなかなか難しいという状況にあるということでご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

完全無料化というお話、小さい自治体ではそういうところもありますけれども、何せ生徒数が多いもんですから、完全無料化というのは現時点では考えられないです。今5割、3割という話もありましたけれども、1回下げちゃうとね、恒久的にそういう懸念も考えられますし、この辺はじっくり考えなきゃなんないかと思います。

また、給食に特化することなく、その子育て支援いろんな方面で考えていきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今村長言ったら全然考えてないよな。後退だ、これ。はるかに教育長のほうがわかっている。

じゃこれ申し上げますと、村長ね、先ほどその運動公園云々私言った。あんなもの、

はっきり言いますよ、誰が全村民があんなの望んでいませんよ。今すぐにどうのこうのって。多額な何十億円もかける事業でしょ。たかだか7,800万円の事業でそんなできません、将来どうのこうの言っていますか。その視点がそもそも間違っているんですよ。いや、それとこれは別だと言うけれども、ことは人間のその基本的なことですよ。誰もこれ一部のスポーツ愛好家とか土地を買ってほしいとかそういう連中が言っている話でしょ、それ。そういうところには、やれつくるんだとかどうのこうの。肝心なこんな微々たることに対して出せないとか。ちょっとその視点がおかしんじゃないの。

村民はあなたを村長に押し上げたの決して俺そういうことじゃないと思うよ。だから、そういうことで金のやっぱり使い方、本当に人のためになるそういうことをやっぱりやってほしいと。この問題はまた後日取り上げますが、時間がないですから次に移ります。

これ私も従来から、この海外研修派遣事業に対していろいろ懐疑的、あるいはもうこの辺でやめたらどうなんだと、そういう議論をしてきました。これ一時中断したよね。本当にこの事業が必要だったらタイに行ったり、天津だ、今度はアメリカのシアトルだとかそういう一貫性のない、前、私このやる動機はわかっているんです、最初から。たまたまその前の前の村長が、自分の支持者が中国に行ってそういう話を聞いてその取っかかりで、じゃ西郷もやるかと、大したその理念そういうことはなかったです。そういうどこの自治体でも1つのはやりとしてやった事業ですよ言うならば。それが1回、それこそそういうことが1回はじまっちゃうと、1つの既得権益化して永遠と続く。これこそそういう今村長が言われたように、1回そういうことやるとずっとやることになったと、その点はそうでしょう。

そうすると、そういう私から言わせれば、これも全員がそういう体験ができない。一部の生徒だけだと、そういういろんな前から申し上げてきたとおり、教育の平等、そういう観点から言えば、甚だ1つの金の使い方としては平等性を欠くんじゃないかと。それは人材育成において、そういう1つのいわば代表として世界を見聞させてそれなりの人材を育成するんだと、それはそのとおりですよ。聞こえは確かにいいですよ。しかし、その実際はその効果はどうなんだと。金を使う割にはそれだけの効果があるのかと、そういう金を使うんだったら、今申し上げた給食費とか、その困っているそういうので就学の援助したらよっぽど保護者は喜ぶんじゃないのと。

その金の使い方を私は言っているんですよ。まるっきり海外に行って悪いとかいいとかそういうことじゃなくて、もう少し全体の全生徒のための教育投資を行ってほしいとこういう点で、この辺で見直して、もうやめるとか、そういう踏み込んだ発想はないのかお聞きします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） この件に関しては何度もお質問いただいておりますが、またお答えします。

まず、この海外派遣のはじまった経緯は今議員がおっしゃった歴史的なものがある

と思うんですが、ただ現在、今年度アメリカ本土のこの派遣を行ったというのは、教育的な面でいきますと、小学校3年、4年から外国語活動が今度の学習指導要領から始まって、もう既に導入されておりまして、いわゆる英語、英語のコミュニケーション能力を小学校3、4年から始めている。5、6年では今度、2020年からは外国語科という教科で、中身は英語ですがはじまっていく。そういうその教育的な流れがあって、やはり英語によるコミュニケーション能力を高めていくということは、これはもう小中学校通して高めていかなきゃならないものであるということが1つあります。その中で、中学校1年生全員にブリティッシュヒルズに研修に行くように予算もいただきましてやっております。それ現在もやっております。それで、その先にさらに意欲がある子どもたちのための人材育成という意味も込めた海外派遣をさせていただいたということでもあります。

現在、今年度そういうわけで、アメリカ、英語圏のやっぱり本場に行ったというのは、教育的にはそういう狙いがあるということでご理解まずいただきたいと思うんですが、実施した結果、10月22日に、これも私の考えでなくて実施委員会を開いてやっておりますから、実施委員会でその結果、成果などについても検討をさせていただいて、実施委員会におきましては、今年度初めてアメリカ合衆国の派遣もできて、ホームステイなどを通して多くの経験を子どもたちがしましたので、やはり一人一人においての経験、成果は大きい、次年度についても継続していくべきという意見もいただいております。

ただ、だからといって、それをこうやるやらないということはそこではまず決められませんので、いわゆる財源としては人材育成基金を活用させていただいておりますので、人材育成基金の活用の仕方については、やはりこれは政策的なものですので、今後いわゆるこの人材育成基金の使い方として、今議員のほうからおっしゃられたように、この海外派遣を続けることがいいのか、他の方法で有効に使ったほうがいいのかということにつきましては検討させていただくということになると思います。

なので、実施委員会の考えとしては、今回の成果があるので、続けていくという方向はまず出してもらいましたが、それでじゃ来年も必ずやれるということでもない私は思っております。それにつきましても、やはり先ほどの給食費の問題と同じで、やはり財政、長部局とのすり合わせも当然必要ですし、私も村全体としての政策として、やはり有効な方法とっていただくということについては異論もございませんので、今後そういうことでの総合的な判断をしていくということでご理解いただければと思います。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 国の教育、英語をできるだけ学ばせるんだと、そういう方針というのは私も理解しているんだけど、これ私企業、それからいわゆる学者とか、逆な見方もあるのね。英語がいくらできても日本語の語彙がわからなくて、ただ英語がしゃべれて、実際のビジネスに何の役にも立たないというのいっぱいあると。わかりますか。日本語の意味もわからず英語だけぺらぺらしゃべって、何。そういうのが

懸念する、企業経営者は言っているんです。だから、上辺の格好だけ国際人にならなきゃだめだと、日本人もね。そして英語ができればビジネスも何でも対等にすぐ意思が通ずる、そりゃそうでしょう。しかしながら、肝心の日本語の意味もろくな勉強もしないでただ英語で偏重だと、これは問題があるという識者が言っているんです。

昔私が言ったこと、お茶の水大の藤原先生が、まず日本語の勉強を徹底させるんだと、先ほど私が言った日本語もちよろくにわかんないで、3歳、5歳、小学校あたりからもう英語だけ、これは片手落ちだと。まず、日本古来の国語であるその国語をきちっと教えることが先決だと。国語の意味も理解しないで英語ぺらぺらなのそれは違うんだと。そのほかの識者も言っている、企業経営者もそうだと。楽天の三木谷社長なんていうのは会社で英語以外使わせないなんて極端な人もいるけれども、私はやはり日本人として、母国語をきちっとまず教えて、それから進むべきだと思っている。ただ世の風潮で、ほかの自治体もやっているから我が西郷村もやるかと、選挙民に向けては格好いいと。そんな単純なことでこういう事業を続けていくのにはいささか私は問題があると。それと同時に、教育の機会均等の精神から言って、じゃ300人の全校生徒、1学年ですよ。100人、200人がいや私も行きたいんだけど行けないんだと、この格差はどうするんだと。全員行かせられればいいですよ。しかしながらふるいにかけてはダメでしょ。そこにもうふるいをかけるに当たって、いろんな私聞いています。やっぱりそれなりのそういうつてがあるとか。その有力者にその顔がきけば自分の子どもが有利になる、そういうのも聞いています。そういう事態がある意味では、生徒のいろんな問題で不平等を生じ、それから人間関係のそういう貴重な一番多感な時期にそういうものを植え付けるというのはどうかと。あまり私の言うことを十分踏まえた上で、これは慎重に、もう少し皆さんが全員がそういうふうに教育の基本、機会均等平等であるとその精神に立ち返って、ぜひ教育行政をやってもらいとこのように思います。その点もう一回お聞きします。

○議長（白岩征治君） 教育長、鈴木且雪君。

○教育長（鈴木且雪君） お答えいたします。

時間もないのであれなんです、国語に関してもしっかりとした力をつけるというのは当然でありまして、小中学校で国語の時数が一番多いです、やっぱり国語がわからないところに英語はコミュニケーション能力、総じて育たないと思います。

ただこの事業については、先ほど申し上げたとおり、今までの流れもそうですが、大きな政策の中での決断ということもありますので、先ほどと同じように、今後そういう総合的な判断で実施、やめるも含めて検討されるものだと思っておりますのでご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 終わり。

○議長（白岩征治君） 終わり。

12番後藤功君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、一般質問として予定しておりました明日12月12日は議案調査日とし、休会いたします。

また、12月14日は定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後3時59分）

